

令和4年第1回

おいらせ町議会定例会

会議録第2号

おいらせ町議会 令和4年第1回定例会記録

おいらせ町議会 令和4年第1回定例会記録				
招集年月日	令和4年3月9日(水)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	令和4年3月9日 午前10時01分 議長宣告			
散 会	令和4年3月9日 午後 4時23分 議長宣告			
応 招 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1 番	佐々木 勝	2 番	川 口 弘 治
	3 番	馬 場 正 治	4 番	澤 上 訓
	5 番	木 村 忠 一	6 番	田 中 正 一
	7 番	日野口 和 子	8 番	平 野 敏 彦
	9 番	沼 端 務	10 番	吉 村 敏 文
	11 番	澤 頭 好 孝	12 番	柏 崎 利 信
	13 番	西 館 芳 信	14 番	松 林 義 光
	15 番	檜 山 忠	16 番	西 館 秀 雄
不応招議員	なし			
出席議員	16名			
欠席議員	なし			
地方自治法 第121条の規定により説明のため出席した者の 職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	成 田 隆	副 町 長	小 向 仁 生
	総 務 課 長	西 館 道 幸	政 策 推 進 課 長	柏 崎 勝 徳
	財 政 管 財 課 長	岡 本 啓 一	ま ち づ くり 防 災 課 長	成 田 光 寿
	税 務 課 長	久 保 田 優 治	町 民 課 長	澤 頭 則 光
	保 健 こ ど も 課 長	小 向 正 志	介 護 福 祉 課 長	田 中 淳 也
	農 林 水 産 課 長	三 村 俊 介	商 工 観 光 課 長	柏 崎 和 紀
	地 域 整 備 課 長	桒 嶋 泰 幸	会 計 管 理 者	佐 々 木 拓 仁
	病 院 事 務 長	田 中 貴 重	教 育 委 員 会 教 育 長	松 林 義 一
	学 務 課 長	福 田 輝 雄	社 会 教 育 ・ 体 育 課 長	松 山 公 士
	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	相 坂 一 男	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	西 館 道 幸
	農 業 委 員 会 会 長	大 川 義 博	農 業 委 員 会 事 務 局 長	三 村 俊 介
	監 査 委 員	柏 崎 堅 一	監 査 委 員 事 務 局 長	赤 坂 千 敏

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 局長	赤坂千敏	事務局 次長	高橋勝江			
	事務局 主幹	木村英樹					
町長提出議案の題目	2 議案第21号	おいらせ町個人情報保護条例の一部を改正する条例について					
	3 議案第22号	おいらせ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について					
	4 議案第23号	おいらせ町消防団条例及びおいらせ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償額に関する条例の一部を改正する条例について					
	5 議案第24号	おいらせ町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例について					
	6 議案第25号	おいらせ町ふるさと水と土保全対策基金条例の廃止について					
	7 議案第26号	町道の路線廃止について					
	8 議案第27号	町道の路線認定について					
	9 議案第28号	令和3年度おいらせ町一般会計補正予算（第10号）について					
	10 議案第29号	令和3年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について					
	11 議案第30号	令和3年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）について					
	12 議案第31号	令和3年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について					
	13 議案第32号	令和3年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について					
	14 議案第33号	令和3年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第3号）について					
	15 議案第34号	令和3年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について					
	16 議案第35号	令和3年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第4号）について					
	議員提出議案の題目						
開議	午前10時01分						
議事日程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。（別添付）						
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。						
	4 番 澤 上 訓 議員						
				5 番 木 村 忠 一 議員			

議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
会議成立 開議宣告	事務局長 (赤坂千敏君)	<p>おはようございます。</p> <p>修礼を行いますので、ご起立願います。</p> <p>礼。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>議場内の皆様をお願い申し上げます。</p> <p>議場内では携帯電話やスマートフォンの電源を切るか、マナーモードに設定くださるようお願いいたします。</p> <p>議会開会前に、一般質問について若干ご説明申し上げます。</p> <p>本日は1人の一般質問が予定されております。</p> <p>質問時間は60分以内としております。時間制限の5分前には次のように呼び鈴を鳴らします。また、60分に達しますと次のようにベルを鳴らします。このベルが鳴りましたら、速やかに質問を終了願います。</p>
	西館議長	<p>おはようございます。</p> <p>ただいまの出席議員数は15人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。(10番吉村敏文議員 遅刻)</p> <p style="text-align: right;">(開会時刻 午前10時01分)</p>
議事日程報告	西館議長	<p>本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。</p> <p>一般質問は、通告書により順に発言し、次の質問に入る際はその旨を告知し、発言してください。</p> <p>おいらせ町議会会議規則第54条により「発言は簡明とし、議題外にわたり範囲を超えてはならない。質疑は自己の意見を述べることができない」とされておりますので、改めてお知らせいたします。</p>
一般質問	西館議長	<p>日程第1、一般質問を行います。</p> <p>8番、平野敏彦議員の一般質問を許します。</p> <p>8番、平野敏彦議員。</p>

<p>質疑</p>	<p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>おはようございます。</p> <p>令和4年第1回おいらせ町議会定例会に当たり、議長のお許しを得て、8番平野敏彦が通告に従いまして一問一答方式により質問させていただきます。</p> <p>世界中を震撼させたロシアのウクライナ侵攻に、多くの市民が安全な場所確保に懸命に逃げ惑うお姿に、胸が痛い思いであります。</p> <p>停戦交渉の進展は、ロシアの非常識な一方的な主張に、世界の厳しい目が注がれております。</p> <p>世界情勢の厳しい中で、3月4日障害者スポーツの祭典「北京パラリンピック」が開幕いたしました。日本選手団の活躍には、目を見張るばかりです。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染者数が高止まりで推移をしておりますが、当町では低年齢層の感染者の増加となっております。万全の対策を望むものであります。</p> <p>さて、このたびさきのおいらせ町長選挙で、成田 隆町長が3選を果たしました。誠におめでとうございます。町政の課題山積の中、これまでの経験を生かしおいらせ町発展のために尽力されますよう期待を申し上げ、それでは通告いたしました一般質問について、町長の所見をお伺いいたします。</p> <p>第1点目、給食費無料化についてであります。その1つ目、令和4年度一般会計予算概要説明の中に、令和3年度末の財政調整基金の残高見込みが19億92万2,000円とありますが、最終的に基金残高の見込額については幾らになるのかお伺いいたします。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長</p> <p>西館議長</p>	<p>町長。</p> <p>まずもって私の当選を祝ってくださってありがとうございます。心から感謝申し上げます。</p> <p>それでは、1席8番、平野敏彦議員のご質問にお答えします。</p> <p>3月補正予算ベースになりますけれども、今年度末の財政調整基金残高は18億5,738万6,000円となる見込みであります以上です。</p> <p>8番。</p>

<p>質疑</p>	<p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>3月末見込みの額からいきますと、またさらに減っているということで確認をしておきます。</p> <p>それでは、(2)に入らせていただきます。</p> <p>町では施設の老朽化対策として、「公共施設整備基金」を毎年度1億円を計画的に積立てております。この基金積立てを継続して、給食費の無料化を続けた場合、4年後の令和7年度末の財政調整基金の残高見込額は幾らになりますか。</p> <p>また、10年後財政調整基金の残高見込額も合わせてお伺いいたします。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>まず、学校給食無料化を継続する間は、財源確保のため公共施設整備基金への毎年1億円の一般財源積立ては休止する予定であります。その場合における財政調整基金の残高は、令和7年度末で約1億7,000万円、10年後となる令和13年度末では約1億3,000万円になると見込んでおります。</p> <p>なお、公共施設整備基金への積立てについて、計画的な一般財源積立ては休止としながらも、収支見込みが黒字の年度は、財政調整基金残高を確保した上で、補正予算により一般財源を積み立てることや予定事業への活用を前提に、県核燃料物質等取扱税交付金を積み立てるなど、状況に応じ対応していきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。</p> <p>令和4年度当初予算で、町の分担金・負担金1億657万1,000円が増となっているわけですがけれども、今の町長の答弁ですと公共施設整備基金1億円は中止とすると。確かに予算でも、たしかそうだったと思うんですがけれども、当初予算で。この当初予算で計上した1億657万1,000円の使用料・手数料については、給食が無料化、どうなれば減額となるということで理解していいですか。</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>財政管財課長。</p> <p>平野議員のご質問にお答えします。</p> <p>給食費無料化を継続することとなれば、議員ご指摘のように歳入においては給食費負担金は減額、歳出においては公共施設整備基金積立金を1億円減額と、歳入歳出ともに減という予算になると考えております。以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。</p> <p>今ちょっと聞こえなかったんですけども、給食費の一部計上している分については減額になりますよということで確認しました。その財源として何を充てるということだったか、そこをちょっともう一回説明お願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>財政管財課長。</p> <p>お答えします。</p> <p>財源として一般財源を充てるため、公共施設整備基金積立金に振り向ける1億円を代わりに給食費無料化に充てるという予算になると思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。</p> <p>そうすると、当初予算で公共施設整備基金1億円を充てている事業については、取りやめするという事で理解していいですか。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>財政管財課長。</p> <p>お答えします。</p> <p>今、一般財源を積立している予定事業については、庁舎しか今具体的な予定はないわけで、なお統合庁舎整備の財源につきまして</p>

質疑	西館議長 8番 (平野敏彦君)	<p>は、合併特例債を中心とした予定を組んでおりますので、今のところ公共施設整備基金については大丈夫だと考えております。</p> <p>以上です。</p> <p>8番。</p> <p>担当課長の「大丈夫だ」という声ですから、次に進みます。(3)に入ります。</p> <p>当町で災害発生時を考慮した場合、その財源として財政調整基金が充てられると思います、急遽その対応としてはですね。その財政調整基金が発生した場合、どのぐらい必要か。その災害規模によると思いますけれども、東日本大震災以上の災害が発生した場合、どのぐらいの災害対応としての財政調整基金が見込まれるのかお伺いします。</p>
答弁	西館議長 町長	<p>町長</p> <p>お答えします。</p> <p>災害対応等のため、財政調整基金残高は最低でも10億円を確保することが必要と認識しております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	西館議長 8番 (平野敏彦君)	<p>8番。</p> <p>この10億円っていうのは、財政調整基金で先ほど町長が言った10年後で13億3,000万円、令和7年で17億7,000万円、そういう見込みだということで、この間もし風水害・津波、当町に甚大な被害を及ぼす災害が発生した場合については、本当にこれで対応できるかという私心配をするわけですが、立ち行かなくなる、町がね。この一般財源、お金がほとんどなくなって、預金もない。そういうことで立ち行かなくなるのではないかという心配をするんですが、大丈夫ですか。</p>
	西館議長	財政管財課長。

答弁	財政管財課長 (岡本啓一君)	<p>お答えします。</p> <p>議員ご指摘の大規模な災害に遭遇しますと、基本的に激甚災害に指定されて特別交付税や災害復旧のための国庫補助金等が措置されることとなります。</p> <p>ですので、当町としましては国による財政支援が行われるまでの間、つなぐための資金として財政調整基金10億円を確保すれば、2か年分の予算を組むことができますので、その間に国からの財政支援を受けて大丈夫という試算をしております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	西館議長 8番 (平野敏彦君)	<p>8番。</p> <p>大規模災害であれば当町だけじゃないわけで、今課長が言ったように国の激甚災害指定を受けることによって、国が財源補填をしてくれるわけですけれども、ただこのおいらせ町の場合は奥入瀬川の下流にあって、水害とかそういう部分でこの激甚に準じてても国で激甚指定ができない災害が発生した場合の対応については、本当にこのままでいいのか。この基金の残高を確保しておいていいのか。将来的に、私が心配してる事態にならないのかということを知っているんですよ。</p> <p>例えば、激甚災害ですとうちだけじゃないわけですね。例えば六戸とか十和田市とかそういう奥入瀬川流域、水害の場合は被害を受ければ広域的な形で、国の激甚災害指定を受けて財政支援も受けられると思うんですけれども。</p> <p>例えば、六戸以降のおいらせ町がそういう被害だけ受けた場合は、激甚災害指定というのは東通のあれ見て感じましたけれどもなかなか容易じゃないんじゃないかという思いがするんですが。その辺は準じた形で町で対応できると見込んでいるのか、そこを確認します。</p>
答弁	西館議長 財政管財課長 (岡本啓一君)	<p>財政管財課長。</p> <p>お答えします。</p> <p>議員ご指摘のパターンも想定はされるかと思えますけれども、いかんせんのくらの財政出動が必要になるかというのはいろんな試算があり過ぎて、幾ら用意しても切りがないという試算もあろう</p>

		<p>かと思えますけれども、当町としては10億円というのもなかなか相当な金額でございますので、当町としては取りあえず10億円の財政調整基金を確保しておき、本当に財源が足りない部分については県の支援を受けるだとか、そういった手段を講じて対応するほかはないのかなと考えます。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。</p> <p>それでは、次に(4)に入らせていただきます。</p> <p>今年度は非常に降雪量が多くて、除雪費が膨らみ、先般の補正予算も通っております。令和3年度末の除雪費の支出見込額について幾らになるか、お伺いいたします。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>今年度は、年末年始にかけて1日当たり10センチ程度の降雪が続き、さらに暴風を伴う降雪もあったことから、除雪作業には大変苦慮いたしました。住民の皆様にご不便をおかけしたことをおわび申し上げます。</p> <p>除雪対策費予算につきましては、降雪状況に応じて補正や専決にて予算を追加しており、除雪作業委託料の現予算額は1億8,000万円であります。2月末時点における支出済額1億3,592万7,473円に、2月・3月の除雪作業委託料見込額を含めると、令和3年度末までの除雪作業委託料は、現予算額と同額の1億8,000万円と見込んでおります。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。</p> <p>今年は、町長が言ったように特別な部分もあるかと思えますけれども、これまで以上に除雪経費が膨らんでいるのは今までの積雪量からいっても当然だと思いますけれども、このまま来年もこういう状況になった場合非常に財源を捻出するということは大変だと思う</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>んですけども、この除雪費経費については例えば特別交付税とか、そういう参入は当町の場合どのぐらいなされているのかお伺いします。</p> <p>財政管財課長。</p> <p>お答えします。</p> <p>除雪経費につきましては、議員が言及されたように交付税措置で国から手当てされることになっております。普通交付税・特別交付税、それぞれ計算式がありますけれども、おおむねかかった経費の75%から85%について国から交付税措置があります。</p> <p>なお、今年度この間の専決で上げたところ除雪対策費は2億円ぐらいになるわけなんですけれども、そうだとした場合に当町が受ける交付税措置はおよそ1億5,000万と試算をしております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番</p> <p>この前の補正もありますけれども、特別交付税で措置されるということであれば、私はあらかじめ当初から予算計上して、業者そのものが安心して仕事ができる体制を取るべきだと思うんですけども、常にかかってから予算を補正予算で計上するという手だてってというのは、これでいいと思いますか。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>財政管財課長。</p> <p>お答えします。</p> <p>確かに最初から足りるように、十分な予算を用意できればいいと思うんですけども、実働によって措置する部分と、基本的に何もなくても出さなきゃいけないという部分のお金がありまして、そのバランスとあと例年の執行状況を見つつ、予算の増額が必要であればだんだん足していく対応をしてみたいと思います。</p> <p>なお、来年度の当初予算案につきましては、例年より除雪経費について増額をしていることを申し添えます。</p> <p>以上です。</p>

質疑	西館議長 8番 (平野敏彦君)	8番。 続いて、(5)に入らせていただきます。 給食費の無料化を継続した財政計画シミュレーションをした場合、今年度並みの除雪費を見込んだ財政計画を立てておりますか、お伺いいたします。
答弁	西館議長 町長 (成田 隆君)	町長。 お答えします。 昨年11月の議員全員協議会でご説明しました町財政計画の財政シミュレーションにおいて、除雪対策費は令和3年度当初予算並みの1億円に加え補正予算対応分として5,000万円、計1億5,000万円を各年度に見込み、積算しております。 以上です。
質疑	西館議長 8番 (平野敏彦君)	8番。 令和3年よりも5,000万増えたということで、確認をしておきます。 続いて(6)に入らせていただきます。 町長は、おいらせ病院や統合庁舎の建設に向け「これから推進していくんだ」と言っておりますが、当然給食費の無料化は継続になる。となりますと、10年後財政調整基金が先ほどの額ですと13億3,000万円。枯渇した状況になれば今言った除雪費、それからさっき話した災害時の対応、その手だてがなくなるんじゃないかという不安であります。「大丈夫だ」と言うなら、その根拠を示して説明をいただきたいと思います。
答弁	西館議長 町長 (成田 隆君)	町長。 まずもって、町の将来を案じてくださって、平野議員は本当に御礼申し上げたいと思います。それでは、お答えします。 議員ご指摘のように、財政調整基金が枯渇しますと財源不足によ

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>り除雪や災害対応が不可能になる懸念があるため、財政調整基金を確保していく財政運営が、町政を預かる者の責任として認識しております。</p> <p>ただし、先ほど答弁したように財政調整基金の残高は、10年後となる令和13年度末で約13億3,000万円と推計しており、財政運営上必要とする10億円を確保できる見通しとなっております。おいらせ町財政運営に関する条例第3条に規定するように、健全な財政運営を行うことが私の重大な責務とし、財源確保に留意し堅実に事業を展開していくことを柱として、既存の事務事業評価を初めとして町財政計画の各重点項目継続的に取り組むことにより、対応してまいります。</p> <p>また透明性を確保すべく、運営の基盤となる財政状況について分かりやすい情報発信に引き続き努めてまいります。</p> <p>以上です。</p> <p>8番。</p> <p>財政健全確保に向けて鋭意努力するということで確認しますが、私は昨日産業民生常任委員会を開催して、町に要望している路線、それを見たときにびっくりしたんですけども、町内の整備路線数、それから事業費の総括を見て171億4,000万円。この分が路線として整備しなければならない事業費として示されております。171億4,100万円ですよ。これは、少なくとも町民が「整備してほしい」という要望をしている金額だけですよ。</p> <p>私が言ってるのは、だからこういう状況に対応できないんじゃないか、財源がなければ。</p> <p>例えば、1億円の一般財源があれば、少なくとも補助金・起債、そういうのを借りてやったら10億近い事業が進むことになると思いますけれども、いかにこの一般財源というのが貴重かということ、町長に理解してほしいと思うんですよ。</p> <p>ですから、この一般財源をこういう形で給食費だけに振り向けるというのは、町の将来の財政計画そのものにも禍根を残すと、私が不安を抱いているのはそういうことでもあります。いま一度、町長も多分これは計算していると思いますので理解をしていると思いますけれども、町長とも確認をしておきたいと思います。</p>
-----------	-----------------------------------	---

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>それから(7)番に入らせていただきます。</p> <p>今言ったように、町長が言う「10年・20年後も町を存続させなければ」と。でも財政計画ですと財政調整基金が枯渇し、町の存続が、ままならないのではと心配しておりますけれども、10年・20年後給食費の無無料化がどうなるか分かりませんが、今のままで続けるということで町は考えているのか、お伺いします。</p> <p>町長、まず(6)の答弁。町長。</p> <p>それではお答えします。</p> <p>先ほど答弁しましたように、町財政計画をベースとした推計では、10年後においても財政調整基金は運営上必要な10億円を上回り、確保できるとしております。議員が懸念される「10年後もままならない」という事態に陥らないよう、堅実かつ健全な財政運営の継続に努めてまいります。</p> <p>なお、今会期で追加提案するものは、給食費無料化を4年間延長する内容であります。その間に給食費無料化の恒久化が可能となるよう、より安定した財政基盤を構築していく考えであります。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p> <p>西館議長</p>	<p>8番。</p> <p>4年間、町長の考えですと無料化を継続するんだということでもありますけれども、私は一般財源の金額的な部分もそうですし、それから、国もこれから給食の無料化を進めるということですが、今のコロナで国の経済が疲弊した中で、私は簡単に国が給食の無料化まで手を広げられるかどうか。経済が立ち行かない状況の中で、国は今どうして経済を回転させるかというのに、そちらに全ての財源を振り向けていくんじゃないかと私は思いますよ。</p> <p>そうなりますと、町長が見込んでる4年後、国が例えばその制度的なものが確立しないで国の給食無料化が進まなかった場合、町はここで一旦打ち切るということで捉えていいですか。</p> <p>町長。</p>

答弁	町長 (成田 隆君)	<p>まずもって国の政策を見ますと、少子高齢化対策もたしか予算の中に盛り込まれているので、その少子高齢化対策はどういう部分で予算を配分するのかまでは分かりませんが、私に課せられた任期はあと追加で4年間ありますので、その先のことは自分の政策であると思っておりますので、自分がやめる・続ける時点でまた判断しなければならないことになるのかなという気がしております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	西館議長 8番 (平野敏彦君)	<p>8番</p> <p>4年間は、町長の任期中は継続すると。その判断する時期というのは、そうすると3年経過した後に町長は4年過ぎた以降の判断を示すということで理解していいですか。</p>
答弁	西館議長 町長 (成田 隆君)	<p>町長。</p> <p>そのとおりであります。</p>
質疑	西館議長 8番 (平野敏彦君)	<p>8番。</p> <p>了解しました。</p> <p>じゃあ8番に入らせていただきます。10年・20年後の、今まで議論しましたけれども、将来町が例えば町長が言う13億円・10億円を確保しているということで「大丈夫だ」ということですが、もしそのシミュレーションが崩れて町が財政援助団体・赤字に陥ってなった場合、町長が考えるこの持続可能なまちづくりはどのようになるのか。持続できなくなって国の管理指定の中に入ってしまったときに、本当にこのまちづくりができるかどうかということについて、お伺いしたいと思います。</p>
答弁	西館議長 町長 (成田 隆君)	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>議員が言及する財政援助団体とは、かつての財政再建団体に相当</p>

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>する財政再生団体となり、国の管理下のもと急激な財政再建を行う団体であると認識しております。</p> <p>一たび財政再生団体となると、全ての町独自の事業の廃止をはじめとして、大幅な人件費カットとそれに伴う人材流出に加え、公共施設の閉鎖や増税など町民サービスの著しい低下が必至の状況となります。果ては、急激な人口流出という取り返しのつかない事態を招くことになるかも知れません。これは私の思い描く持続可能なまちづくりとはかけ離れた姿であります。我が町の将来のため、断固として財政危機を招くわけにはいきません。</p> <p>よって、安全で安心できるまちづくりと明るく元気で持続可能なまちづくりを実現し、子供や孫の世代に我が町を引き継いでいくため、町財政運営に関する条例に掲げる健全な財政運営を基本とした上で、政策・公約の実現に邁進することが私の使命と考えております以上です。</p> <p>8番</p> <p>今まで町長と議論しましたがけれども、給食無料化を進めると中で持続可能なまちづくりは守っていくんだということですがけれども、課題としている病院や統合庁舎、この計画の進み方というのは、そうすると4年間というのは道筋が見えてこないなと私心配をしているわけですよ、町長。</p> <p>町民に対してそういうものを選挙の中で訴えてきていますから、少なくとも「こういう町になりますよ」「病院の移転、新統合庁舎の新築、こういう形で新しい町ができます」というものを4年間でちゃんと示せますか。</p> <p>私は、今のこの財政状況見たときに、とてもじゃないけれども町長は胸を張って言えるかという不安があるんですよ。自信があったら私はちゃんと言ってほしいし、そしてまた先ほど言った財政計画でいけば、財政課長がたしか説明の中で「選択と集中」、これをしていかなければ財政が立ち行かなくなるという、たしか私説明で理解したんですけども、「あれも、これもじゃ駄目だ」という財政課長の説明だったもんですから。</p> <p>そうすると持続可能なまち、そしてまた統合庁舎病院、これらはどういう位置づけになるのか、いま一度町長から確認をしておきた</p>
-----------	-----------------------------------	--

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>いと思います。</p> <p>町長。</p> <p>まずもって合併した当時、合併の2町の合併に関する考え方、そういうものに立ち返ってほしいと思っております。まずもって議員の人数は半分になりましたし、町長・副町長あるいは教育長も半分になりました。そしてまた、給料も下げております。職員も、6割前後まで減ってるはずです。そういう部分で、経費の節減には努めております。</p> <p>そしてまた合併し、例えば体育館二つある、公園が二つある、旧町のまま統合もできないし、なかなか難しい。あればあったで使いたい、あるいは統廃合することによって不便になる、あるいは経費節減にはどうすればいいかという部分で考えると、どうしても難しい部分もあるかと思えます。</p> <p>しかしながら、やはりこれからは傷んだもの、古いものでどうしてもなければならぬものは改修あるいは整備し直しますけれども、どっちかという利用効率の低いもの、あるいは経済効率の低いもの等は耐用年数過ぎた時点で整理しなければならない事案もあるのかなという気がしております。</p> <p>しかしながら庁舎はじめ病院、やはりどうしても必要な公共サービスのために、あるいはなくてはならないものの整備は進めなければならぬし、これから合併特例債の期限が令和12年まで迫っているということで、やはり庁舎はすぐ令和4年度に入ったら、どうすればいいか整備計画を立てながら検討しなければならない課題であります。</p> <p>また病院も、あの場所は将来的には浸水区域になってますので、そういう部分でも庁舎と別々じゃなく、庁舎の建設に合わせた同時進行の形で計画までいけるかどうか分かりませんが、用地の確保だけでもしたいものだなという考えを持っておりますので、財政計画と別にそういう期限が迫ったものに関しましては整備に向けて取り組んでいきますし、財政状況からいって立派な職員たちが検討しておりますので、私は職員を信じて「大丈夫だな」と感じております。</p> <p>以上です。</p>
-----------	-----------------------------------	--

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。</p> <p>問題1点目、私これ町長の答弁を聞いて、確かに2町合併していろいろな条件が変わってきました。ただ他の自治体、例えば隣接する東北町・七戸町を見たときに、私は体育施設でもほとんどおいらせ町よりも充実しているわけですよ。例えば東北町であれば体育館2つ、陸上競技場が県大会もできる陸上競技場、それからプール、野球場、屋外ドーム、当町と比較して全ての部分で条件がいいなという感じがします。七戸にあっても同じです。</p> <p>今、町民がいろいろな形で他に先駆けておいらせ町にそういう地域に来て、おいらせ町を体感する、体験する、そういう機会というのはほとんど私はないんじゃないかと。</p> <p>今年は、青森県民体育大会が上北郡を中心に開催されますけれども、当町で開催する種目、分かりますか、ほとんどありませんよ。野球、やっぱり他からいろんな人が来てスポーツ、そういうもので町を知る、そういう機会も必要と私は思います。それが、町長の言う子供のためにつながるんですよ。そのことをまず基本にして4年間、ぜひそういう意味では頑張ってもらいたいと期待をしております。</p> <p>それでは続いて、2点目に入らせていただきます。</p> <p>令和4年度以降の成人式の開催についてであります。平成30年6月、成年年齢を20歳から18歳へと変更する民法改正がされ、令和4年4月から、本年4月から施行されます。</p> <p>これを踏まえてお伺いをいたします。</p> <p>(1)であります。他自治体では、若者たちの声を直接町が聞いて議論を交わす場を設けたり、高校生を対象にしたアンケート調査の結果を踏まえ来年度の成人式年齢について方針を決定したりしておりますが、町では方針を決定する際どのような方法で若者の意見を反映させるのか、お伺いいたします。</p>
	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>成年年齢が18歳に引下げられたことに伴い、来年度以降の成人式の対象年齢をどうするか検討するに当たり、これから対象となる</p>

		<p>若者の意見を参考にしたいと考え、地元の百石高等学校の2学年生徒113人を対象に成人式に関するアンケート調査を先月実施しております。</p> <p>集計しましたところ、8割の方が「20歳で行うのがよい」との回答であり、その理由として「全ての法定年齢が引下げられないため」が40.9%、「18歳・高校生だと成人としての意識がまだ持てないため」が29.1%、「大学受験や就職活動があるため」が26.8%という結果となりました。</p> <p>国等で実施したアンケート調査結果と近隣市町村の状況からも、現行どおり20歳を対象年齢とすることで良いのではないかと考えております。</p> <p>以上です。</p> <p>8番。</p>
質疑	<p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>百石高校の2年生を対象に先月実施したということで、8割が20歳の成人式を希望しているんだということで把握しているということで、理解をしました。</p> <p>成人式を20歳で開催した場合についてお伺いしますが、国が18歳を成人と定めているのに、どのような根拠で20歳の成人式を開催するのか。私は、いずれ成人式は18歳で定着することであれば、20歳で開催することに疑問が出るのではないかなと思うんですけども、この点についてはいかがお考えですか。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>町長。</p>
答弁	<p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>お答えします。</p> <p>まず成人式の実施については法で定められているわけではなく、対象年齢や成人式の在り方については各自治体の判断に委ねられております。今回の法改正では成年年齢を18歳等とするものの、飲酒や喫煙などは20歳のままで、全ての法定年齢が引下げられるわけではありませので、今までどおり20歳で開催しても差し支えないものと考えております。</p> <p>また、今年1月に公表された法務省の市区町村調査では、開催時期を決めた984自治体のうち「18歳で成人式を実施する」とし</p>

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>たのは2自治体のみで、ほかは「現状維持の20歳」としております。今後、18歳が成人ということが全国的に定着していけば、議員が言うとおりの成人式の対象年齢を引下げて実施していくことも考えられます。</p> <p>以上です。</p> <p>8番。</p> <p>これらについては、今町長が言ったことが新聞等でも報道されますし、国がとった調査でもほとんどが「20歳開催」ということでありますけれども、ただ三重県の伊賀市ですか、「18歳でやる」と首長が方針を示しています。やっぱり私は、これはいつまでも20歳というのは避けて通れないんじゃないかなという思いがありますけれども、法律上。</p> <p>イに入りますけれども、政治の定義が変わるわけですから、じゃあ成人式の名称というのは今までは「祝成人」とかでやっていただけけれども、「成人を祝う」とかそういう名称というのはどうなるんですか。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長</p> <p>お答えします。</p> <p>成人式の名称についてはまだ決定していませんが、今後ほかの市町村あるいは国等の参考例等もあろうかと思っておりますので、そのことを踏まえて検討していきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。</p> <p>じゃあ、次ウに入らせていただきます。まだ決定していないということですが、もし開催する場合の式典の内容、お祝いを中心にしたものから若者への激励、そしてまた地域社会への参加を意識する、そういう機会とするように変更する自治体もあるようにマスコミ等で出てますけれども、この内容についてもまだ方向が示されていないということで理解していいですか、町長。</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>式典の内容につきましては、これまで行ってきた内容を継続していきたいと考えております。式典終了後の祝賀会についても、平成15年から実施している百石高等学校食物調理科による料理提供は、県内でも特色のある非常に誇れるものだと思っておりますので、引き続き協力をお願いし継続していきたいという考えでおります。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。</p> <p>私は、祝賀会は町長の言ってるように百石高校の協力を得てやっていくという事は理解できます。ただ、百石高校も3年生になれば18歳で成人になる人もいるわけですね、例えば。その人が、そういう人方に対して今までどおり継続するって、20歳で継続するのはいいんだけど、タイトルをどうするかですよ。</p> <p>例えば、成人をしたら「もう20歳です」と、成人して2年たつ形になるわけですから、「成人2年を祝う会」というタイトルにするんですか。タイトルはどうなるんですか。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>社会教育・体育課長 (松山公士君)</p>	<p>社会教育・体育課長。</p> <p>平野議員の質問にお答えします。</p> <p>今はもちろんまだ決めてませんが、よそでは「二十歳の集い」「二十歳を祝う会」といった形で名称を変更している例もあります。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。</p> <p>タイトルを変えるということで了解をしました。</p> <p>じゃあ、(3)番の成人式を18歳とした場合、これについて伺いたします。令和4年度からは実施されないわけですがけれども、例えば18歳から実施するようになった場合は、令和4年度は実施</p>

答弁	西館議長 町長 (成田 隆君)	<p>されないので開催時期、令和4年度の同じ1月になるのか。他の自治体と同じで夏場とかそういうのに変えるのか、これについてお伺いします。</p> <p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>現時点では18歳でのお祝いを考えておりませんので、この先のことはまだ未定ということでご理解いただきたいと思います。</p>
質疑	西館議長 8番 (平野敏彦君)	<p>8番。</p> <p>そうすると、開催時期も今までどおりということご理解します。</p> <p>過渡期とされる19歳や20歳の成人式、このままやっていっても18歳に切替えたときに19歳・20歳は一括でやるのか、この前やったみたいに1日ずらしてやるのか、この辺の扱いをお伺いいたします。</p>
答弁	西館議長 町長 (成田 隆君)	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>成人式といいますか「二十歳を祝う会」、失礼しました成人式です。ね18歳。18歳で実施すると仮になった場合、初年度は18歳・19歳・20歳の皆さんを対象にすることとなります。18歳での成人式開催となれば、19歳・20歳の皆さんは法律施行とともに成人となっているため、成人の日を待たずに実施する可能性もありますが、その決定と周知には細心の注意が必要だと考えています。これから重要な検討課題になるのではないのかなと思っています。</p> <p>以上です。</p>
質疑	西館議長 8番 (平野敏彦君)	<p>8番。</p> <p>そうすると、まだその方向づけがされていないということご理解をしておきます。</p> <p>それでは次、3点目に入らせていただきます。</p>

		<p>当町の朝の時報についてであります。令和3年4月から朝の時報が試験的に休止されました。マスコミですと、課長答弁で「時報は時間を知らせるほかに、無線が正常に作動するかチェックする意味合いがあり、町民の意見を聞きながら総合的に判断する」という回答でしたが、総合的な判断は誰がするのかお伺いいたします。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>4月以降の朝の時報の取扱いについては、担当課において対応内容を整理し、総合的な判断に関して起案したものが私のところに来ますので、私が決裁をしております。以上です。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。</p> <p>当然その準備的な流れは、理解できます。</p> <p>町民の意見を聞きながら、2番目に入りますけれども、「総合的な判断」というのはどういう形で意見を聞いたのか、その方法について、例えば議会で佐々木議員がこの時報について質問しております。その後の経過というのは、例えば全員協議会でも報告できる経過報告っていう機会があったんですけどもないわけですから、この辺の総合的に判断する方法、意見を聞く方法、これについてももう一回説明をお願いします。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>昨年9月定例会の一般質問においても、朝の時報に関して質問をいただき、今年度の試験的な休止運用期間中にいただいたご意見をまとめ、総合的に判断することと答弁しております。</p> <p>実際に今回の休止運動期間中に、町民の方や町内会などから電話や文書、ホームページの町民の声などを通して担当課に複数のご意見等が届いております。それらを踏まえ、総合的に判断しております。</p> <p>以上です。</p>

質疑	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。</p> <p>そうすると、その問合せが来たものを取りまとめして、総合的な判断をしたという理解をしていいですか。実際に、1月23日のデーリー東北に載った「朝のチャイムが必要かどうか」というものの中で、町への要望がいろいろあったのを本当に個々にチェックしたのかどうか。</p> <p>私は、これまで朝のチャイムが鳴るということは、農家にとっては一つの野菜農家なんかですと4時頃から収穫に入っているわけで、朝のチャイムが鳴ることによってある一定の「6時になったら次の作業に切替える」とか「家に一旦帰る」とか、そういう目安ができた。それと、このチャイムを聞くことによって「おいらせ町のメロディーだ」という町民の連帯感とかそういうのを感じるとか、いろいろ「朝の活力を生む」とかそういうものを聞いていたんですけども、それらの意見というのは全然生かされていないと思うんですけども、町長どう思いますか。</p>
	答弁	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>
		<p>西館議長</p>

<p>質疑</p>	<p>8 番 (平野敏彦君)</p>	<p>今後の部分で、朝の時報の対応についてに入りますけれども、そうすると、私一般質問を出してから広報が出ていますけれども、「朝の時報屋内のみ再開します」と。私は、この朝のチャイムにクレームをつけた人というのは、この屋内放送の施設があるのだったら、逆に家の中で鳴ったらうるさいんじゃないかという思いがするんですよ。</p> <p>それと、それで本当に連帯意識とかそういうのが、朝の活力が生まれると思いますか。朝やっぱり遠くから聞こえたりなんかするから、その存在感があるんですよ、屋外で。私は冬場とかそういうのは別にしても、季節を限定したりいろいろな意味で、方法手だてを講ずべき、意見を聞いて決定すべきだったと思いますけれども、私はちょっと議会とかそういうものも全然意見が参考にされていない。議会軽視じゃないですか、これは。何回も相談する機会があったのに、一回も提案もない、説明もない、経過報告もない。これで、広報ですぐ「こういう形で再開します」というのは、私はちょっと納得できませんよ。</p> <p>佐々木議員だって、ちゃんと公の場で質問しているわけですから。これらの対応について、町長これでよかったと思いますか。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>まずもって、議会軽視までは思い当たらなかったんですけどそういう解釈をされてしまったということで、本当に申し訳なく心からおわび申し上げたいと思います。以後気をつけたいと思います。</p> <p>それではお答えします。</p> <p>既に広報おいらせ3月号に掲載してお知らせしておりますが、4月1日からの朝の時報の対応について、各世帯の屋内に設置している戸別受信機のみ放送を再開し、屋外に設置してある屋外子局のスピーカーは引き続き休止していきます。</p> <p>あと答弁漏れ、あるいは答弁足らずのところがありましたら、担当課長に説明させます。よろしくお願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>まちづくり防災</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>お答えいたします。</p>

質疑	課長 (成田光寿君)	6月議会・9月議会を通しまして、朝時報についていろいろ質疑を取り交わしたことを、私も存じております。その際お答えしているのは、この1年間いただいた意見をいろいろ取りまとめまして、年度末に最終的に判断するというので、一貫してそういうお答えをしておりますので、今回もそのような対応をしたものでございます。以上です。
	西館議長	8番。
	8番 (平野敏彦君)	<p>実際に、もうそういう形で対応がなされるということですから、私は町長が言う「まだ改善の余地がある」ということに期待をしております。</p> <p>機械的にいけば、地域的な放送はできないということは、私ちょっと解せないんです。今までだって例えば災害があれば、ここの甲洋学区とかそういう方だけに伝えたい情報とか、そういうのはあるわけでしょう。関係のない地域もあるわけですから、そういうのができない無線放送施設というのは、私はちょっと意味が解せないですよ。</p> <p>前は、たしかスピーカーが立ってるパンザマストのところにマイクを持っていけば、そここの地域に放送できたんですよ。なぜこういう方法が、前よりも後退した防災体制になっているのか。私はこのところちゃんと点検してほしいと思いますよ。町長、ちゃんと指示してくださいよ。それをお願いして、私の一般質問を終わります。</p> <p>答弁要りません。ありがとうございました。</p>
	西館議長	<p>これで8番、平野敏彦議員の一般質問を終わります。</p> <p>ここで暫時休憩します。11時15分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午前11時01分)</p>
	西館議長	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午前11時15分)</p>
西館議長	<p>日程第2、議案第21号、おいらせ町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p>	

<p>当局の説明</p>	<p>総務課長 (西館道幸君)</p>	<p>当局の説明を求めます。総務課長。</p> <p>それでは、議案第21号についてご説明申し上げます。議案書の45ページから46ページ、添付参考資料142ページから143ページをご覧ください。</p> <p>本案は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴い、町個人情報保護条例の引用条項等の改正を行うため提案するものであります。主な改正内容は、第2条第8号中に引用している法律が廃止となったことから、新たに制定された法律に上告を改正するものであります。</p> <p>なおこの条例は、令和4年4月1日から施行するものであります。以上で説明を終わります。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。質疑ございませんか。13番西館芳信議員。</p> <p>13番西館です。</p> <p>改正になりましたよということで、142ページを見れば「独立行政法人等の保有する」というこの文字が消えてしまったわけだけれど、確認の意味で全くここだけ言及してこの背景、何でも今変わっているのかですね。その辺の説明ないんだけど、背景と何でもこの文字が変わったのか。ここが、この経緯を理解する上で重要なことだと私は思いますので、お願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>総務課長 (西館道幸君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>それでは、お答えいたします。</p> <p>今回の条例改正の背景というご質問でございますので、今回の背景ですがデジタル社会形成整備法による施策の一つとなっております。個人情報保護制度の見直しというものがございました。現在我が国においては個人情報保護制度は、制度を実施する主体によって適用する法令が異なっているということで、今回の見直しによって適用される法令を個人情報保護に関する法律ということに一本化することになったということで、独立行政法人等の保有する個人情報</p>

		<p>報に関する法律が廃止されたということになります。</p> <p>例えば、民間事業者であればこれまでは適用法令が個人情報保護法ということで、所管が個人情報保護委員会となっております。国の行政機関は行政機関個人情報保護法、独立行政法人等につきましては独立行政法人等個人情報保護法ということで、こちらは総務省の所管ということでそれぞれで適用されていたものが一本化されたということでの条例改正となります。</p> <p>以上です。</p> <p>13番西館芳信議員。</p> <p>今課長の答弁の中に出てきました個人情報保護委員会、ここが3年に1回の見直しで今まで対応してきたわけけれども、特にデジタル庁を設置するというので、情報交換の量が莫大に増すだろうということになったと私は思ってるんだけど、じゃあ私どものこの町の条例、個人情報保護委員会っていうのが物すごい力を増してきている。ここだけ対応して、本当に今回の改正に対応できるのかなと。もっと組織的なものも変えていかなきゃならないんじゃないかなと思うんだけど、「いや、そうじゃありませんよ」ということであれば、その旨。</p> <p>それから条例には懲役2年・禁固と、あと100万円以下の罰金という罰則を科してもいいということで、現実にこの法律には個人情報保護は罰則を設けているんだけど、私は最後まで見ていないんだけど、うちの条例はそういうのは特に定めていないですか、いますか。</p> <p>そこの2点お願いします。</p> <p>総務課長。</p> <p>今お話ありました、個人情報保護委員会という所管になるということで、段階的にそちらの委員会の所管になるということになります。今は民間と国の機関ということですが、これは4月1日が施行日ということでデジタル社会形成整備法の公布の日から1年を超えない範囲内で定めるということで、今回4月1日の改正になったものであります。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	
答弁	<p>西館議長</p> <p>総務課長 (西館道幸君)</p>	

		<p>これを受けまして、今後地方公共団体につきましてはそれぞれの町、公共団体の条例で定めておりまして、所管が区市町村になりますが、それにつきましても、来年、令和5年の春をめどに、2年を超えない範囲ということで、この所管につきましても個人情報保護委員会で管轄していくということで伺っております。</p> <p>すみません、2点目はどういう内容でしたか。</p>
質疑	13番 (西館芳信君)	<p>ペナルティーがあるかどうかです。条例でペナルティーを設けていますか。</p>
答弁	総務課長 (西館道幸君)	<p>条例の中身のペナルティーの部分につきまして、すみませんけれども今手元に詳しい内容がございませんので、後刻報告させていただきます。</p>
質疑	西館議長 13番 (西館芳信君)	<p>13番。</p> <p>13番、西館です。</p> <p>それで、最後に1点だけ確認したいというのは、いろいろこの保護条例には、事業者も絡むということもありますし、町でこの18年から、時間、こういう久しいわけだけれど、今まで個人情報の関係で例えばトラブったこととか、公開の差止めとかそういうことまでいかないだろうけれど、何かもしそういうことがありましたよということがあるのであれば、ちょっと言及してほしいなと思います。</p>
答弁	西館議長 総務課長 (西館道幸君) 西館議長 (議員席) 西館議長	<p>西館議長。</p> <p>私が知る範囲では、今のところそういうことはなかったと思いますが、後で担当に確認してご報告させていただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p>

	<p>(議員席)</p> <p>西館議長</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第21号について採決をいたします。</p> <p>本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p> <p>西館議長</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第3、議案第22号、おいらせ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。総務課長。</p>
<p>当局の説明</p>	<p>総務課長 (西館道幸君)</p>	<p>それでは、議案第22号についてご説明申し上げます。議案書の47ページから48ページ、添付参考資料144ページから145ページをご覧ください。</p> <p>本案は、人事院規則の一部改正により非常勤職員の育児休業、介護休暇等の取得要件の緩和措置が講じられたことから、所要の改正を行うため提案するものであります。</p> <p>主な改正内容は、144ページ新旧対照表をご覧ください。非常勤職員の育児休業、介護休暇、育児時間及び介護時間の取得要件のうち、引き続き在職した期間が1年以上であるという要件を廃止するとともに、この介護休暇及び短期介護休暇の取得要件についても緩和して、継続的な勤務が見込まれる非常勤職員についても休業や休暇等が取得できるように改正するものであります。</p> <p>なおこの条例は、令和4年4月1日から施行するものであります。</p> <p>以上で説明終わります。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。質疑ございませんか。8番、平野敏彦議員。</p>
<p>質疑</p>	<p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番、平野です。1点だけ。</p> <p>よく理解できません。この町の職員の育児休業等に関する条例の中で、非常勤職員が雇用されて期間が最長1年じゃなかったかなと思うんですけども、そういう中でこの育児休業が、今度改正になって適用になることになれば、非常勤職員として期間が6か月6か</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>総務課長 (西館道幸君)</p>	<p>月じゃなかったかなと記憶もありますし、最長1年じゃなかったかなという気がしますけれども。それとも継続して雇用できるんだということだったのか、そのところをまず1点。</p> <p>それから、そういう職員に対して育児休業の申請があれば対応できますよということなのか。この2つ。</p> <p>総務課長。</p> <p>では、お答えします。</p> <p>今平野議員が、6か月・6か月という話をされてますが、それは制度で6か月で一旦切ってまた雇用ということで、それが芳しくないということで継続雇用するべきだということで会計年度任用職員ということに制度が変わっておりますので、継続した雇用が今現在では可能になっております。</p> <p>ということになりますので、そのことに伴いまして今までは休暇の取得ができなかったんですけども、一般職員と同じように今回の改正の内容の休暇が取得できるという改正になったというものであります。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。</p> <p>この会計年度任用職員というのは、継続して例えば1年、会計年度ですから1年ですね。それもまた、無条件で継続していくのか。それとも、またその会計年度による職員の採用試験を常に受けていかなければならないのか。というのを1つだけ。</p> <p>毎年、この会計年度任用職員については一般職員と同じ不利益を与えないということでたしか記憶したんですけども、これで間違いなければ。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>総務課長 (西館道幸君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>会計年度職員にも、パートの場合とか常勤でいく場合ということで種類がございますけれども、常勤でいく場合につきましては一応3年をめどに継続できるということで、パートとかの部分につきま</p>

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>15番 (檜山 忠君)</p>	<p>しては毎年度募集をかけて採用しているという形になっております。</p> <p>以上です。</p> <p>15番。</p> <p>15番、檜山です。</p> <p>ちょっと教えてほしいんですけども、この該当する非常勤職員が我が町の役場なり職員の中に何人ぐらいいるものなのか。</p> <p>それから、男女によって休暇というかそれが違うものなのかどうか、それをちょっと教えていただきたいなと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>総務課長 (西館道幸君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>予算書等にも載せておりますけれども、一般職の総括表のところを見ていただければ分かりますが、職員数のところの括弧書きということで短期間勤務の職員についての外書きという部分がございます。その数字が会計年度の職員ということになりまして、今現在3月補正のを見ていますが64名ということになっております。</p> <p>それで男女の部分ですけれども、当然両方とも育児休業、あるいは介護休暇、育児時間、介護時間については男女関係なくできますし、この短期の介護休暇につきましても、男女関係なく取得は可能でございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>15番 (檜山 忠君)</p> <p>西館議長</p>	<p>15番。</p> <p>この64名というのは、非常勤の人じゃない全員のことでですか。非常勤の人を教えてください。非常勤の人が64名ですか、そうなの。分かりました。男女とも同じということで、これ144ページを見ると1歳6か月と2歳と書いてあるんですけども、これはどのような分け方になるんですか。アのところに、この期間1歳6か月間まで休むことができるということですか。</p> <p>総務課長。</p>

<p>答弁</p>	<p>総務課長 (西館道幸君)</p>	<p>144ページのあのところですか。これは子供さんの適用になる年齢ですね。1歳6か月の方、下は2歳に達する方ってありますんで、子供さんの看護をする「何歳の子供がいる場合には」ということでの記載でございます。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長 15番 (楢山 忠君)</p>	<p>15番。 その1歳6か月まで休めるということじゃなくて、その中の1歳6か月までの子供がいれば、1週間なり2週間なり育児休暇を取れるという意味なんでしょうか。その辺ちょっと理解できないんで。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p>	<p>総務課長。</p>
<p>答弁</p>	<p>総務課長 (西館道幸君)</p>	<p>1歳6か月の子供とか2歳のお子さんがある方について、看護休暇とかを取れるという意味でございます。</p>
<p></p>	<p>西館議長 (議員席)</p>	<p>ほかに質疑ございませんか。 **なしの声**</p>
<p></p>	<p>西館議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ありませんか。 **なしの声**</p>
<p></p>	<p>西館議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。 これから議案第22号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 **なしの声**</p>
<p></p>	<p>西館議長</p>	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第4、議案第23号、おいらせ町消防団条例及びおいらせ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償額に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。まちづくり防災課長。</p>
<p>当局の説明</p>	<p>まちづくり防災課長</p>	<p>それでは、議案第23号についてご説明申し上げます。議案書49ページから52ページをご覧ください。</p>

	(成田光寿君)	<p>本案は、おいらせ町消防団員の処遇改善を図るべく、国消防庁通知に基づき出動報酬の創設と年額報酬の見直しを行うため提案するものであります。</p> <p>条例案であります。おいらせ町消防団条例及びおいらせ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償額に関する条例の2本について改正するため、50ページ、第1条でおいらせ町消防団条例の一部改正を、51ページ以降第2条でおいらせ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償額に関する条例一部改正をそれぞれ規定しており、施行期日は本年4月1日、関係する予算につきましても令和4年度当初予算案に計上しております。</p> <p>それでは、詳細につきまして新旧対照表でご説明いたしますので、議案書146ページをお願いいたします。146ページです。</p> <p>146ページ、消防団条例の一部改正になります。第14条は報酬の規定になりますが、改正案にあるとおり年額報酬に加えて出動報酬の規定を追加しております。</p> <p>第15条は費用弁償の規定になります。従前は、出動に際し出動手当として費用弁償を支給しておりましたが、今回の見直しにより出動報酬を創設したため、いわゆる会議と出張時の旅費としての費用弁償のみ規定するよう改正しております。</p> <p>147ページでは、先ほどの第15条改正に伴って従前の出動手当の金額の別表を削除しております。</p> <p>同じく147ページ下段になりますが、続いて特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償額に関する条例の一部改正になります。金額等をこちらの条例で定めることになります。第2条では、消防団員の出動報酬に関する規定を追加改正しております。</p> <p>148ページ別表第2では、消防団員の年額報酬を定めており、全ての階級において現行より10%増額するものであります。</p> <p>別表第3では、従前の費用弁償としての出動手当から今回新設の出動報酬に改めるもので、金額についても従前は全て2,000円だったものを災害出動時において活動時間に応じて3区分により支給するもので、最高額で7時間45分以上の場合は8,000円としております。</p> <p>なお改正内容につきましては、さきの議員全員協議会においてご説明しておりましたが、町消防団協議を経て上北郡内での統一調整を図ったものであります。</p>
--	---------	---

	<p>西館議長</p>	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。質疑ございませんか。8番平野敏彦議員。</p>
<p>質疑</p>	<p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>2点お伺いします。</p> <p>まず、私もこの件についてはもっと手厚く改善すべきだという提案をしておりましてけれども、中身的にいきますと10%増額したということですね。</p> <p>この中身については上北郡内統一したんだよという説明ですけれども、まず広域の中のおいらせ町の位置づけがあるわけですが、例えば三戸郡とかいう関わりというのは全然気にしなかったのか。それらも参考にすべきではなかったのかなという気がするんですけども。公の1番上の救急業務とかそんなの八戸広域圏内に入ってるわけですから、上北郡内ってのはどういう意味でつながりがあるのか、これ1つ。</p> <p>それから、148ページの別表3のところ、この4時間未満、4時間以上、これ誰が確認して報告するのか。</p> <p>この2点お伺いします。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>まちづくり防災課長。</p>
<p>答弁</p>	<p>まちづくり防災課長 (成田光寿君)</p>	<p>まず、1点目にお答えいたします。</p> <p>広域とか三戸郡の関わりのお話であります。いわゆる消防業務につきましては常備消防と非常備消防に分かれます。平野議員がおっしゃってるのは、常備消防でございます。こちらは八戸広域消防の下、おいらせ町にも広域消防、常備消防として八戸広域の消防署から配置されております。</p> <p>上北郡の関係であります。非常備消防いわゆる消防団は上北郡とあと十和田市・三沢市で上十三消防協会というものを構成してつくっております。その中で、消防団業務に関する様々な調整、会議等を行っております。よって、今回も消防団員の報酬に関わるものでございますので、上十三等々の中での調整ということになります。三戸郡とも情報交換はしておりますが、あくまでも情報交換という</p>

		<p>その程度でございます。</p> <p>それから2点目で、出動報酬する際の内容を誰が確認するかということですが、現在におきましても火災等・災害等で出動いたしますと、各消防団から出役表というものがちゃんと届けられますので、各分団で誰々が出動したのかきちんと報告がありますので、そういった書面で各分団から報告してもらって、こちらで確認することになります。</p> <p>以上です。</p> <p>8番。</p> <p>そうすると、各分団長から時間の報告があるということで確認をしている、これでいいかどうか確認します。</p> <p>常備と非常備の場合、でも常備広域の中で対応してもらっているわけですが、常備の部分と非常備だって結局連動しているわけですね、当町の場合はいろんな意味で。災害発生でも何でもそうですけれども、上北郡で非常備で十和田・三沢、いろいろなところと連携を取って、例えば連合観閲式とかそういうものが三沢地区とかあるわけで、そういうので交流もあるんですけれども、私はやっぱりこう、町の特長とかそういうのを考えた場合一律に皆同じ報酬というの、町の特長とかも加味しながら報酬は決めていただきたいなという思いがあります。こういう形で提案されていますから、次の機会にまた改正してもらうように要望しますけれども。</p> <p>この確認は、分団長から出てきたものでよしとしているのかどうか、確認します。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。</p> <p>そうすると、各分団長から時間の報告があるということで確認をしている、これでいいかどうか確認します。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>まちづくり防災課長 (成田光寿君)</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>確認の関係でございますが、火災現場等にも役場職員が必ず事務局としてその場に行きますので、そういう意味でも各分団の出動状況等はきちんと確認できますので、それと併せて各分団長から出てくるその報告書と突き合わせる形で確認を取ることになります。</p> <p>以上です。</p>
	西館議長	ほかに質疑ございませんか。

当局の説明	(議員席) 西館議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ありませんか。</p>
	(議員席) 西館議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。 これから、議案第23号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席) 西館議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第5、議案第24号、おいらせ町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。保健こども課長。</p>
	保健こども課長 (小向正志君)	<p>それでは、議案第24号についてご説明申し上げます。議案書の53ページから54ページをご覧ください。参考資料は149ページとなります。</p> <p>本案は、県の助成を受け実施しているひとり親家庭等医療費助成について、「青森県ひとり親家庭等の医療費助成事業実施要領」及び「市町村ひとり親家庭等医療費給付条例準則」の一部改正に伴い、父または母の障害の程度が定められた別表のうち、「目の障害」の認定基準が見直され改正が加えられたことから、これに引用する本条例に所要の改正措置を講ずるため提案するものです。</p> <p>改正内容については、新旧対照表によりご説明いたします。議案書149ページをご覧ください。</p> <p>別表第1、第1項、現行では「両眼の視力の和が0.04以下のもの」となっておりましたが、改正案では「次に掲げる視覚障害」と改められ、イからニに定める視覚障害の状態とされております。</p> <p>次に、第4項・第5項では、平仮名表記で「すべて」となっている部分を漢字で「全て」と改めるものです。</p> <p>なお、施行日は令和4年4月1日となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	西館議長	<p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。8番平野敏彦議</p>

質疑	8番 (平野敏彦君)	員。 1点だけお願いします。このおいらせ町ひとり親家庭というのは対象世帯数がどのぐらいあるか、ここだけお願いします。
答弁	西館議長 保健子ども課長 (小向正志君)	保健子ども課長。 昨年の給付実績から見ますと、給付対象世帯は357世帯となっております。 以上です。
質疑	西館議長 8番 (平野敏彦君)	8番。 給付自体が357で、実際にひとり親家庭ってというのは、合計すると何ぼになるんですか。
答弁	西館議長 保健子ども課長 (小向正志君)	保健子ども課長。 大変申し訳ございません。全体のひとり親世帯ってというのは、ちょっと把握しておりませんでしたので、後刻ご報告したいと思えます。
質疑	西館議長 13番 (西館芳信君)	13番、西館芳信議員。 こちらの別表に関しましては、「何だ、これは」と思う言葉もありましたけれど、理解させていただきました。 それと別に、入り口でまずひとり親家庭と言っておりますけれども、今ひとり親家庭に三百五十何ぼあると言ったんですが、これはそうすると例えばほかの福祉に関する法律の母子家庭・父子家庭、これも一緒に入れた数だなと認識してよろしいんですね。そして、この改正が何で今かということが2つ。 それから3つ目は、先ほど成年年齢の施行ということで来月の1日からということで8番議員から出ましたけれども、例えば母子家庭だとか父子家庭では「二十歳未満の子供を扶養する云々」とかという文言が出てきます。そうしますと、今ここまでの議会で青少年

		<p>の福祉に関する法令なんかで18歳に、今までどおり二十歳にするとかそういう改正の動きは何らなかったということで、青少年の福祉の保護という観点から、その他一般もですけれども私どもの町の条例では一切このところは変わらないと考えていいんですね、親権だとか選挙だとか、そういうところでは変わっているんでしょうけれども、ほかは変わらないと理解しておりますので、町も全く今までなかったし、これからもないだろうと解釈してよろしいのか、そこをお願いします。</p>
答弁	<p>西館議長 保健こども課長 (小向正志君)</p>	<p>保健こども課長。</p> <p>ひとり親の定義となるんですけれども、父母が婚姻を解消し現に婚姻をしていない児童等から始まりますので、父子家庭・母子家庭ともに含まれております。</p> <p>なぜ、今改正なのかということなんですけれども、令和3年12月24日に政令で児童扶養手当施行令別表が改正されております。それに伴いまして、こちらのひとり親の医療費の助成事業の別表も改正されたということで理解しております。</p> <p>それから青少年の関係ですけれども、このひとり親家庭等医療費給付条例では、児童とは18歳に達した日以降における最初の3月31日以前のものとなっておりますので、18歳までということで、子供を対象にしております。よろしいでしょうか。</p>
質疑	<p>西館議長 13番 (西館芳信君)</p>	<p>13番。</p> <p>100点の答弁いただきましたけれど、今ひとり親云々ということでは「18歳だよ」ということ、私はそのほかの町の条例全部に関して動きはどうなんですかということに関してということで、改正や今まで動きはないけれどもこれからもないということで、特にこの青少年の関係、それからそれ以外でもない条例中は解釈し、変わらないと解釈していいのかってことの確認です。お願いします。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>総務課長。</p>

答弁	総務課長 (西館道幸君)	<p>今、成人年齢が引下げになったことに伴って、他の条例改正等がないのかとご質問内容でよろしかったでしょうか。</p> <p>議員おっしゃるとおり、今のところ改正がないということで議会には提案しておりませんので、ないと思っております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	西館議長 3番 (馬場正治君)	<p>ほかに質疑ございませんか。3番、馬場正治議員。</p> <p>3番、馬場正治です。座ったままでよろしいですか。</p> <p>議案第24号についてですけれども、ひとり親家庭についての法的な定義については、先ほど課長からお話がありました。</p> <p>最近国では、人口の急激な減少対策としていわゆる未婚の母に対する支援を強めております。まさにひとり親家庭ということになるわけですね。</p> <p>これまでも国のいろいろな手当とかは、法の網の目をくぐって悪用する事例がたくさんあります。生活保護から、児童手当やひとり親家庭医療費、その他においても私の知ってる方では旦那さんが毎日、缶ビールを五、六本飲んでいるのに離婚しているわけですよ。それで、同じ町内に住んでおられるわけですね。現実には生活費は変わらないわけですが、住民登録だけを別にしていわゆる離婚届を出す、そういった場合に、町としてはひとり親家庭として医療費の給付とか児童手当等を、何ら調査しないで支給される考えなのかどうか、お伺いします。</p>
答弁	西館議長 保健こども課長 (小向正志君)	<p>保健こども課長。</p> <p>そうですね、形的に離婚していると装っている場合というのにもたまたま聞くことはありますけれども、そういった場合については周囲の情報とか、あとは本人から聞き取りして同居している男性がいないか、もしくは配偶者がいないかとか、そういった金銭のやり取りしているかどうかという部分は確認して、適切な給付に努めるよう調査はしているところです。</p>
	西館議長	3番。

<p>当局の説明</p>	<p>檜山副議長</p> <p>農林水産課長 (三村俊介君)</p>	<p>以上です。</p> <p>日程第6、議案第25号、おいらせ町ふるさと水と土保全対策基金条例の廃止についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。農林水産課長。</p> <p>それでは、議案第25号についてご説明申し上げます。議案書の55ページから56ページをご覧ください。</p> <p>本案は、ふるさと水と土保全対策基金の処分が令和4年3月18日で完了し、次年度以降も積立ての予定がないことから条例を廃止するため提案するものであります。</p> <p>当該基金は、農村地域において地域共同体としての連帯意識を高め、活性化に必要な集落住民の共同活動を支援する事業の資金を積み立てるため設置されております。基金の用途についてですが、農業・農村が有する多面的機能の維持発展を図るための地域の共同活動を支援し、地域資源の適切な保全管理を推進する事業である「多面的機能支払い交付金事業」の町負担分に充当しております。</p> <p>本事業により、担い手・農業者に集中する農地・水路・農道等の管理を地域住民との共同活動で行うことで、地域資源の質的向上が図られました。</p> <p>なお、この条例は令和4年3月31日から施行するものです。</p> <p>以上で説明終わります。</p>
<p>質疑</p>	<p>檜山副議長</p> <p>12番 (柏崎利信君)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。質疑ございませんか。12番柏崎議員。</p> <p>ちょっと確認をしたんですが、この議案第25号のおいらせ町ふるさと水と土保全対策基金条例ということで、俗に言う「水土里保全隊」とかというのはありますけれども、それに何か関連がございますか。</p>
<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p> <p>農林水産課長 (三村俊介君)</p>	<p>農林水産課長。</p> <p>「水土里保全隊」というのは、「水鳥保全隊」といういわゆる例えば三本木地区とか、あと洗平地区で活動されている団体のことを</p>

<p>質疑</p>	<p>檜山副議長</p> <p>1 2 番 (柏崎利信君)</p>	<p>指していらっしゃると思うんですが、そういった団体が例えば農業者あるいは農業者以外の方、町内会・子供会とか改良区とかが一体となった組織が、まず「水土里保全隊」ということとなっております、その団体が活動するための国の補助金を使っているんですけども、そちらの町負担分の一部にこの基金を充当してきたということで、関連があるかと思えます。</p> <p>以上です。</p> <p>1 2 番。</p> <p>関連があるということであれば、「水土里保全隊」の財源というものが国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1の負担となっておりますけれども、これは町が今後4分の1負担をしないということなのか、これからも継続してやっていくということなのか。よく分からないので、説明をしていただけますか。</p>
<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p> <p>農林水産課長 (三村俊介君)</p> <p>檜山副議長 (議員席)</p> <p>檜山副議長</p>	<p>農林水産課長。</p> <p>それでは、お答えしたいと思います。</p> <p>今議員がおっしゃった事業が多面的、先ほど説明しました支払交付金事業という事業でございまして、国2分の1、県4分の1、町4分の1という負担で「水土里保全隊」が行ってるという事業でございまして。</p> <p>この基金を町負担分の4分の1に、大体30万円ぐらいずつ充当してきました。基金の充当をしないと基金がなくなるということですので、ですので基金は充当しないんですけども、この事業自体は町負担をしながら、また続けていくということになります。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p>

	<p>(議員席)</p> <p>檜山副議長</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから、議案第25号について採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
<p>当局の説明</p>	<p>(議員席)</p> <p>檜山副議長</p> <p>地域整備課長 (栗嶋泰幸君)</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第7、議案第26号、町道の路線廃止についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。地域整備課長。</p> <p>それでは、議案第26号についてご説明申し上げます。議案書の57ページから58ページをご覧ください。</p> <p>本案は、町道認定の起終点の見直しにより町道の適正な管理を図るため、道路法第10条第3項の規定に基づき認定済み路線緑ヶ丘14号線、延長60.2メートルの路線廃止を提案するものであります。</p> <p>なお、路線廃止の路線図は添付参考資料の150ページに記載しておりますので、ご覧ください。</p> <p>当該路線は、道路寄附により町道認定したものでありますが、その後本路線から南側、私どもの道路寄附を受、整備が完了したことから本路線を廃止し、既に認定済みの緑ヶ丘11号線として変更するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>質疑</p>	<p>檜山副議長</p> <p>7番 (日野口和子君)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。質疑ございませんか。7番、日野口議員。</p> <p>この町道認定の方式なんですけれども、私ども鶴久保の昔たんぼであったところ、たんぼとたんぼの間のあぜ道ですね。あれも町道認定になってるんですよ。されてるんです。そうじゃなくて、もう少し奥にも住民がいっぱいいますから、そのところを町道認定してもらいたいんですよ。あのあぜ道だったら何か所かあるんですよ、あぜ道で町道になっているのが、私確認したんですけどもね。</p>

<p>答弁</p>	<p>樽山副議長</p> <p>地域整備課長 (栗嶋泰幸君)</p>	<p>ですから、そのところも考えていただければと思います。</p> <p>地域整備課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>議員のご自宅周辺のあぜ道が町道認定になっているということでございましたが、まず町道認定につきましては、認定するに当たって境界、土地ですね。土地が、不整合とかそういう条件がないことということで、法律上認定に持っていけるという形になります。</p> <p>ただ議員しゃべる個別の路線については、後からでも教えていただければ、そこら辺は調査して認定するに当たって支障がないという状況であれば認定にもっていくことも可能ですが、ただ当方ですと寄附を受けて整備が完了し終わってから認定という流れでもっていておりますので、そこら辺のところはご理解いただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>7番 (日野口和子君)</p>	<p>日野口です。</p> <p>そのことは十分分かってますけれども、ただ単純に誰が見ても、田んぼのあぜ道、田んぼと田んぼの間の道路、そこが町道というのは私が不思議ではないという、そのところの説明をお願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>樽山副議長</p> <p>地域整備課長 (栗嶋泰幸君)</p> <p>樽山副議長</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>現在おいらせ町の町道は、全部で約405キロございます。合併後、今議員がご指摘のとおり、要は農地の真ん中が町道になっているとかそういったところも事例的には見受けられますので、今後そういったところは基本的なものとして生活関連道、要は住宅が建っているところが町道の基本的な考え方になりますので、今後台帳整備に当たって精査してまいりたいと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。西館議員。</p>

<p>質疑</p>	<p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>13番、西館です。 今回の案件をずっと眺めて気がついたんですが、今まで頭の中にある町道の認定・認定・認定ということですとずっと来たんですが、この廃止ということについて余り神経を及ぼさなかった。考えてみたらせっかく苦勞して町道認定する、それを廃止しなければならないそもそもの理由は何なんだと。必要性がなくなった、あるいは当初の認定基準を満たさなくなったとか、そういうことがあるのかもしれないけれど、そもそも何で認定せっかく苦勞してやったのをずっとそのままあったって、普通はいろいろん住環境上の整備する場合、あるいは防災上のこともあるし道路管理上のこともあるし、いいことづくめなのに何で廃止しなければならないのか。財政上の観点なのか何だかっていうまず疑問が湧きましたので、そこを1点まずお願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>榎山副議長 地域整備課長 (栗嶋泰幸君)</p>	<p>地域整備課長。 それではお答えいたします。 今回の廃止につきましては、廃止したままというわけではなくてその下、東西方向に既に町道認定された路線がございます。今回、廃止する路線は部分的に路線されておりましたので、一回廃止して下側の東西方向に走る町道、その一部として変更するということになりますので、町道としてここはもう廃止しっ放しということにはなりませんので、そこをご理解いただければと思っております。 ただ廃止につきましては、こうやって整備に伴って起終点がどうしても変更する場合は、今回の事例のように廃止して改めて既存の道路変更なり、改めて新規に町道認定するという形の手続になりますので、そのままこれまでも廃止ありますけれども、廃止にしっ放しというのは事例としてはほとんどないかと考えております。 以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>榎山副議長 13番 (西館芳信君)</p>	<p>13番。 今の課長の答弁の、本当に100%確認かもしれないんだけど、一旦町道認定されるとそういう整備上の手法に絡まない限り、</p>

答弁	<p>檜山副議長</p> <p>地域整備課長 (栗嶋泰幸君)</p> <p>檜山副議長 (議員席)</p> <p>檜山副議長</p> <p>(議員席)</p> <p>檜山副議長</p> <p>(議員席)</p> <p>檜山副議長</p>	<p>そのまま認定されてずっと残るということで解釈してよろしいということですね。</p> <p>そこ、もう一回お願いします。</p> <p>地域整備課長。</p> <p>基本的には、議員おっしゃるとおりの考え方でよろしいかと思えます。ただ先ほど日野口議員からもお話があったとおり、基本的な町道認定の考え方は生活関連道ですので、よく見ると農道的なものも町道認定にしている場合がまれにございますので、そういったものは廃止ということになる可能性もありますので、ご了承ください。</p> <p>以上です。</p> <p>13番、いいですか。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから、議案第26号について採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第8、議案第27号、町道の路線認定についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。地域整備課長。</p>
当局の説明	<p>地域整備課長 (栗嶋泰幸君)</p>	<p>それでは、議案第27号についてご説明申し上げます。議案書の59ページから60ページをご覧ください。</p> <p>本案は、町道整備事業等により整備された緑ヶ丘23号線ほか6路線、延長588.2メートルの適正な管理を図るため、道路法第8条第2項の規定に基づき町道として認定するため提案するもので</p>

質疑	檜山副議長	<p>あります。</p> <p>なお、路線認定の路線図は添付参考資料の151ページから154ページに記載しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。質疑ございませんか。13番、西館議員。</p>
	13番 (西館芳信君)	<p>西館です。</p> <p>この町道の認定ということですが、もう一回おさらいさせていただきます。町がここを認定したいなという必要性があると感じるときはどんなときところですか。</p> <p>それから、この基準ですね。認定の要望等があった場合に、それに応える基準。基準があれば、許可業務ですので実施していれば100%許可しなければならないということになるわけですが、その要件をまず簡単をお願いします。</p>
	檜山副議長	<p>地域整備課長。</p>
	地域整備課長 (栗嶋泰幸君)	<p>それでは、お答えいたします。</p> <p>1点目の町道認定はどういった場合にするかというところですが、基本的に先ほどの答弁のとおり当課としますと住宅が張りついている生活関連道路、こちらの整備が道路整備によって完了した場合に町道として認定することになります。そもそも、町道にするに当たっての基本的な要件と申しますか、そのことにつきましては特段町としては現在のところ細かい規定などを定めてはおりません。</p> <p>以上で答弁を終わります。</p>
	檜山副議長	<p>13番</p>
13番 (西館芳信君)	<p>特段基準を定めてないというんだけど、基準という言葉何かで関連して見た気がするけれども、例えば今まで何件以上住んでいないところには使わないところは寄附採納を受けることもできないし、町道にも認定できないよということもあったかと思うんですけ</p>	

<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p> <p>地域整備課長 (栗嶋泰幸君)</p>	<p>れども、まずそこ1点ですね。</p> <p>それから、この認定というのは町が一方的に100%町の考え方でもってやるやつもありますよね、寄附採納があるのを前提としてやれるものではないですよ。寄附採納もあるんだろけれども、それとはまた別に町が必要ということ考えてやるんですね。それが2点目ね。</p> <p>それから3つ目は、新しい住宅が張りついているということになりますと、当然道路法上の要請だとか建築基準法上の要請、幅員4メートルでなければ駄目だみたいなところも、ほかの市町村だったかな、見たこともあります。そうすると、やっぱり接道義務とかそういうのはもうセットバックしなくてもいいんだというのも当然要件の中に入ってくるのかなと思いますけれども、我が町でも同じですか。</p> <p>以上、3点お願いします。</p> <p>地域整備課長。</p> <p>1点目の要件についてですが、確かに町道認定するに当たっての要件は先ほどの答弁のとおりございませんが、当課で作成しております私道整備あるいは私道の寄附につきましては、そのところで3戸以上住宅が張りついた場合は、要件の一つなんですけど寄附を町で受けますよ。当然、土地について相続とか土地の形状とかにも問題ない場合に限りですけども、そういったところの要件の基準というところは1つあります。</p> <p>2つ目の寄附採納とかの関係ですけども、これも今答弁したとおり寄附採納については私道の寄附要綱ということで定めておりますので、そちらに準じた形になります。</p> <p>ただ当方としますと、町道認定との関係性につきましては寄附採納するか買収にするか、それは方法であって、本来町道認定にするのは町が「やはりそこは生活道路として必要だね」という場合で認定しておりますので、寄附採納したからといって、買収したからといってというわけではなくて、あくまでも町がそこに住宅があって、皆さん、周辺の人が道路として通っているところは町道とすべき箇所としていきたいということで認識をしております。</p> <p>3点目の、建築基準法上4メートルというところのお話です。ま</p>
-----------	--	--

		<p>た寄附の話に戻って申し訳ないんですが、町が寄附をそれで受けた場合は整備して町道認定していくという流れになりますが、そもそもその寄附要件としては議員おっしゃるとおり4メートル以上の道路、あとはそれぞれ起点・終点側が町道に接することとか、あと住宅の混在率とか、そういった細かな要件を設定しております。</p> <p>そういったことで、住民の方々はそういった私道について現在様々な問題を抱えて「整備がなかなか進まないね」とか、そういったことで結構ご要望いただいている中ですが、そういったご要望は随時聞きながら、私道整備なりを活用して町でも住民の方々が思うとおりの道路管理と、町道認定になれば町が道路を管理することになりますので、管理なり整備なりしていきたいなということで考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>樽山副議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>13番</p> <p>今までの質問については了解しました。</p> <p>1点ですね、端的に4メートルの幅員というお話でした。じゃあ、もし4メートルない例えば3メートルでも、仮に2メートルであっても寄附採納なりして、後で位置指定とかしてくれるという可能性というのはありますか、そこだけ。</p>
<p>答弁</p>	<p>樽山副議長</p> <p>地域整備課長 (栗嶋泰幸君)</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>現在のところ道路の寄附要件、要綱上ですと道路寄附するに当たり4メートル以上ということをや要件にしておりますので、4メートル未満の道路につきましては、原則として町としては寄附は今現在では不可ですよというか、もらえませんよということの対応をしております。</p> <p>ただし、やはり原則としてというのはその交通の状況とか、例えばそれが極端な話3.9メートルですよということもあり得る話ですね。そういったときに、やはりその地域の状況とか周りの交通の状況とかそういうのを総合的に考えて、必要性があれば4メートル未満でも寄附を受けることはひとつ検討できるのかなということ</p>

<p>当局の説明</p>	<p>樽山副議長 (議員席)</p>	<p>とで考えておりました。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>樽山副議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>樽山副議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから、議案第27号について採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>樽山副議長</p>	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第9、議案第28号、令和3年度おいらせ町一般会計補正予算(第10号)についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。財政管財課長。</p>
	<p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>それでは、議案第28号についてご説明いたします。議案書は61ページから68ページになります。</p> <p>本案は、既定予算の総額に1,367万5,000円を追加し、予算の総額を115億4,380万6,000円とするものです。</p> <p>66ページをご覧ください。「第2表 繰越明許費」は、電算室エアコン取付事業ほか6件の事業について年度内の完了が困難であるため、令和4年度への繰越し事業とすべく繰越明許費を設定するものです。</p> <p>67ページ、68ページをご覧ください。こちら「第3表 地方債補正」は、事業の完了等に伴い11件の限度額を変更し、1件を廃止するものです。</p> <p>それでは、歳入歳出の内容についてご説明いたします。別冊の令和3年度一般会計補正予算(第10号)に関する説明書をご用意ください。</p> <p>まず、歳出の主な内容になります。22ページをお開きください。22ページ2款1項5目財産管理費の24節公共施設整備基金積</p>

		<p>立金1億1,500万円の増額は、今後の公共施設整備に係る一般財源負担として、来年度以降に活用できるよう計上するものです。</p> <p>23ページに移ります。2款1項7目諸費の財政調整基金積立金5,580万1,000円の増額は、当補正予算の編成に係る一般財源調整のため計上するものです。なお、予算ベースでの基金残高は、今年度末で18億5,738万6,000円となる見込みです。</p> <p>27ページをご覧ください。2款4項1目戸籍住民基本台帳費の12節住民基本台帳システム等改修委託料352万7,000円の増額は、マイナンバーカード所有者の転入手続ワンストップ化に伴うシステム改修を国庫補助により実施するため計上するものです。なお、令和4年度への繰越事業となります。</p> <p>32ページをご覧ください。3款2項1目児童福祉総務費の18節保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業費補助金589万7,000円の追加、及び放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業費補助金61万円の追加は、新型コロナウイルス感染症への対応に伴い保育士等の処遇改善促進を国庫補助により行うため計上するものです。なお、令和4年2月分から3%程度の収入を引き上げる積算となっております。</p> <p>このほか、各款にわたり計上しております増減は事業の完了、または執行見込額の精査によるものです。</p> <p>主な歳出の説明は以上になります。</p> <p>これから、歳入の主な内容についてご説明いたします。ページが前に戻ります。3ページをご覧ください。</p> <p>1款1項町民税、項の合計3,121万7,000円の増額、及び1款2項固定資産税1,505万7,000円の増額は、収入見込額の精査により計上するものです。</p> <p>4ページをご覧ください。1款4項町たばこ税1,059万7,000円の増額は、収入見込額の精査により計上するものです。</p> <p>5ページに移ります。11款1項1目地方交付税の普通交付税1億6,331万3,000円の増額は、国の第1号補正予算に伴い計上するものです。</p> <p>9ページをご覧ください。15款2項4目土木費国庫補助金の3節災害公営住宅家賃低廉化事業費補助金382万2,000円の追加は、補助金額の確定により計上するものです。なお当該補助金は、昨年度まで復興交付金にて措置されていたものが移行したものと</p>
--	--	---

質疑	(久保田優治君)	<p>まず、3ページ町民税のプラスの要因ということでしたが、まず個人分については当初の見立てで、去年の当初予算編成の際に地方財政計画の国の見立てがマイナスベースで見ていたということで、コロナの影響があるのではないかとということで少し少なめに見ていたものが、思ったより影響がないということで、そういったことで個人の分が入っているという結果になってます。見込みとしても、まだこの額には達してませんが、十分特徴分等と合わせて入るのではないかと見込みで計上しております。</p> <p>法人も同じで、コロナの影響で前年度猶予を受けて納税していなかった人たちの分が、滞納繰越しのところにも入ってきてますので、法人も思ったより影響が少なかったということで理解していただければと思います。</p> <p>それから、固定資産税の滞繰分を500万円見えていますけれども、これも今年今まで納めていただけなかった分も努力した結果かなと思っておりますけれども、思ったより収納できているという見込みで計上させていただきました。</p> <p>以上です。</p>
	檜山副議長	<p>8番、いいですか。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。13番。</p>
	13番 (西館芳信君)	<p>13番、西館です。1点だけお願いします。</p> <p>都市計画審議会に身を置いている身として非常に注目しているのは、昨年9月1日から新しい都市計画となったわけですが、それが町民生活にどのくらい反映されているのかなという視点からですね、8ページの14款の中の特定用途制限地域内特例許可手数料ということで8万円何がし計上されているわけですが、ほとんど特定用途制限地域がばっと増えた、いわゆる用途が指定されていない地域が増えたわけですが、要は町の発展を考えれば住環境が整備されて、そこにどれだけの戸数が張りつくのかなということで、まだコロナ禍の中、しかも9月1日から冬に向かっていく中での動向となれば、なかなか判断難しいでしょうけれども、所管の課長としまして用途が指定されていないこの特定用途制限地域内にどれだけの家が、6か月間の間に建ったか。そして、それは例年と比べて多いのか少ないのかという感想がありましたら述べて</p>

<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p> <p>地域整備課長 (栗嶋泰幸君)</p>	<p>いただければということで、1点お願いします。</p> <p>地域整備課長。</p> <p>それでは、特定用途制限地域に関してお答えいたします。</p> <p>議員のおっしゃるとおり、9月1日から新たにおいらせ町全域が都市計画区域と。都市計画の土地利用制度については、町が主体的に決定できる特定用途制限地域、これ5区分ありますけれども、そちらが指定になっております。うち重点環境保全地域、あと環境共生地域と農用地がほとんどなんですが、そちらは基本的に町の考え方としますと、うちは「開発は抑えてくださいね」ということの趣旨ですが、その中でもどうしても建てざるを得ないと。例えば農家住宅の方とかそういったものがあります。</p> <p>そういったものにつきましては、特定用途制限地域の条例の中で、町長特例ということで設けて、特例許可を出して建築できるということの状況になっておりました。</p> <p>特定用途制限地域の許可手数料ですが、当初、初めてということで科目設定で1,000円ということで予算計上しておりましたが、今回実績として6件、特例許可の件数が6件ということの状況です。ただ、これは補正時点ですので、今日現在ですとプラス2件の8件が特例許可の実績ということになっております。</p> <p>2点目の、施行後の特定用途制限地域内における開発の状況ですが、こちらはいろいろなデータがある中で今現在施行後まだ半年もたっていないわけですが我々も注視してしまして、その後どうなったんだろうというところは来年度またきちんと調査したいと考えておりますが、担当課の私の感触と申しますか、一つの目安として例えば合併浄化槽、こちら町で補助金を交付しているところですが、これの件数から言いますと昨年度が73件、今年度が79件ということから、一つの目安とすれば着工件数については去年よりは微増になっているのかなということの状況です。</p> <p>ただ、先ほどご意見あったとおり今コロナ禍で、資材の高騰等の状況があります。そうした中でも、やはり不動産業者の方とかの問合せが非常に多いところを踏まえると、今後も担当課長とすればぜひ開発すべきところはどんどん家を建てて、人が定住してくればなということで思っておりました。</p>
-----------	--	---

	<p>檜山副議長</p>	<p>以上になります。</p> <p>13番、よろしいですか。</p> <p>3番、馬場議員。</p>
<p>質疑</p>	<p>3番 (馬場正治君)</p>	<p>3番、馬場正治です。</p> <p>収入に関しては、ほぼプラス補正。マイナス補正はいわゆるコロナ対策の国からの補助金等が思ったよりかからなかったと、対策費用がかからなかったということでのマイナス補正になると思います。</p> <p>それで、先ほど平野議員からの質問に対する税務課長の答弁は、「なぜ歳入が増えたのか、その要点」ということでしたけれども、課長の答弁どおりだと思いますけれども、それ以前に町の長期財政計画は、平成18年に合併して当時人口が2万5,000人、どうしても少しずつ減っていくだろうという見通しの下の長期計画なわけです、最新の計画でもそうです。</p> <p>したがって、毎年度の予算の作成はその人口が減っていく、納税世帯が減っていくことを想定して予算を立てているので、思ったより増えたというのは私としては納税世帯が増えたこと、人口が思ったよりも減らないこと、むしろ微増していること、これが最大の要因ではないかなと私は思うんですけれども、町長はどのように考えられるのかお聞きしたいと思います。</p>
	<p>檜山副議長</p>	<p>町長。</p>
<p>答弁</p>	<p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>今、馬場議員がおっしゃったとおりだと思っております。その中において、種々の町の対策とももしかすれば功を奏しているのかなという気がしておりますけれども、まずもって人口が減らない、そして建物が建って新築住宅が増える、あるいは人口の増に比例して商店街も形成される、そういう部分で固定資産税等も増えているんじゃないのかなという気がしております。</p> <p>以上です。</p>
	<p>檜山副議長</p>	<p>いいですか。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p>

質疑	<p>(議員席)</p> <p>榎山副議長</p> <p>10番 (吉村敏文君)</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、歳入全般の質疑を終わります。</p> <p>次に、歳出についての質疑を受けます。</p> <p>第1款議会費から第5款労働費までの質疑を受けます。説明書19ページから36ページになります。</p> <p>質疑ございませんか。吉村議員。</p> <p>吉村です。私のから、2点についてであります。</p> <p>27ページ選挙費についての関連なんです、今回行われました町長選挙、また町議員の補欠選挙に際して、投票入場券が届いていないというのを私のところでも何件か聞いてるんですが、町とすればどのように捉えているか、また選挙管理委員会でどう捉えているのか。</p> <p>それと、今回ですね私もいろいろなところから聞くんですけども、このコロナ禍の中で期日前投票、何もないときと同じく1か所しか設定をしなかった。この考え方についてどういう考え方、コロナ禍があるわけですからそのことを考慮しなかったのかどうか。選挙管理委員長でもいいですし、委員会でもいいですから、答弁をお願いします。</p>
	答弁	<p>榎山副議長</p> <p>選挙管理委員長 (相坂一男君)</p> <p>榎山副議長</p>

<p>答弁</p>	<p>選挙管理委員会 委員長 (相坂一男君)</p>	<p>期日前投票でございますが、その件につきましても期日前投票につきまして入場した方と、それからその後に入場してきました方につきましては、私どもの担当の落ち度もありましたし、また本人の確認の署名がされたものでございまして、そういう同姓同名の者から発生した間違いでございました。</p> <p>したがいまして、私と事務局長と27日の朝にその方に直接お会いしましておわび申し上げました結果、本人から「了解した」ということをいただきまして、平に謝ってまいりました。大変我々も反省しているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>答弁</p>	<p>檀山副議長 総務課長 (西舘道幸君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>それでは、今委員長から期日前の発言がありました。これにつきましては、質問内容とちょっと異なる内容でした。大変申し訳ございません。期日前投票所の箇所数のことでの質問だったかと思えます。</p> <p>以前から「箇所数を増やしたほうがいいんじゃないか」ということで、やはり経費的な部分が結構かかるということで、なかなか思うように箇所数を増やせていないのが現状であります。基本的に選挙の投票というのは当日投票所に来て行うということで、その投票場での投票がしやすいように入場券もつくりがなっております。受付がしやすいように、その受付の番号とか名前とか投票場所が記載になっているというのが投票券になっております。</p> <p>基本的には、やはり分散したほうがコロナ対策としては感染予防になるのかなと我々も考えておりまして、期日前投票所につきましては投票率を上げるために必要な施策とことで、投票日の前の日から投票ができるように町内全域を対象にし、受付をするということで、投票権がなくても本人確認ができれば期日前投票所では投票ができるという状況で、今のところ1か所に対応させていただいているのが現状です。</p> <p>今後投票所の統廃合等も含めながら、期日前投票所の箇所数についても増やせるものかどうかというのを、委員会の中で協議して進めていきたいと思っております。</p>

<p>質疑</p>	<p>樽山副議長</p> <p>10番 (吉村敏文君)</p>	<p>以上です。</p> <p>10番。</p> <p>10番です。</p> <p>入場券が「届いた」「届いていない」というのはあるんですけども、行けば投票ができるのは分かっています、分かっている人はね。でも、「来ないから、行かない」という人も実際にいるわけですよ。「あれが来れば行けるんだな」と思っているんだけど、来ないから行かない」という人も中にはいましたのを、ひとつ報告しておきます。</p> <p>それと、期日前投票所に関しまして経費のこと、いろいろ私も分かってはいるんですけども、ただ今回みたいにやっぱりコロナ禍の中で中央公民館1か所。多分やっていて分かると思うんですが、非常に混むときは混みますよね。それで、なおかつこう高齢者に対しての配慮が足りないと思うのは、寒い。並んでいたときにはもうどうしようもないという形で、車椅子の方とかいますでしょ。そういう形、「1か所でやってるからいいんじゃないかな」という話になるんですけども、私はやっぱりこのコロナ禍という部分を含めてやはり1か所でやるにしても、配慮が足りないと思う。</p> <p>投票率を上げたいわけでしょう。期日前投票にも来てもらいたいわけでしょう。そうした場合に、その配慮が俺欠けてると思う。今回は終わりましたけれども、またそういう機会が出てくると思いますけれども、やはり時期的なことも考えながらも、期日前投票もしあれだったら当日投票は今のままでいいと思うんですが、期日前投票所に関しましてはやっぱり3か所ぐらいに、その時期を見てその状況を考えたときに柔軟に、投票率を上げていきたいと本当に思うんであればそういう配慮があってしかるべきと私は思うんですが、その辺のことに関しての考え方をお願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>樽山副議長</p> <p>総務課長 (西館道幸君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>期日前投票所の箇所数のことに関しては、先ほども答弁したとおり以前からも要望がございますので、今後委員会の中でも箇所数を北部地区であるとか、イオンからも要望が来ていますのでその辺も</p>

<p>質疑</p>	<p>樽山副議長</p> <p>10番 (吉村敏文君)</p>	<p>検討しながら、箇所数の増加につきましては協議してまいりたいと思っております。</p> <p>何分にも箇所数が増えますと、かかる経費がその分多くなるものですから、その分の予算的な部分も含めてご承認いただけるのであれば、増やすことについては何とかできるのかなと思っておりますが、過大な予算が発生してきますので、その辺の部分を検討しながら今後検討していきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>10番。</p> <p>3回目ですので、私は簡単に言います。</p> <p>期日前投票所は予算がかかる、確にかかるとでしょう。だけれどもやっぱり選挙に関して民意を反映していくということになれば、こういうところに戻って考えればその費用はやはりかけてもいいんじゃないかなと思っておりますよ。「予算がないから、そういう形にする」というのは非常に説得力に欠ける。本当に「投票率を上げて民意を反映させていきたい」「そのために投票所を増やす」と言ったら、恐らく議員の方も反対する方はいないと思っておりますよ。</p> <p>なおかつ、また次いろいろな感染症が発生するかもしれません。そうしたときに、「いや、そういうことも配慮してこういうことになりました」ということになれば、そういう理由づけであれば「予算云々かんぬん」という人はいないと思っておりますよ。私はやっぱりそういうことを踏まえて、私は前向きなんですけれども、前向きな考え方で進めていただきたいと思います。</p> <p>それと入場券に関しまして、結構問合せがあるんじゃないかなと思っております。だから、これは結果論で「たれば」の話になりますけれども、やはりこれがないように、特に高齢者の方は「来ないから行かない」という人がほとんどですよ。来ない人で「俺のあれ、ここにあるかな」とって問合せしてる人なんかはいないと思っておりますよ。「行けば投票できますよ」というのは、それは係の人たちの知識があるから分かるだけの話で、そうでない人もいるとこともちゃんと考えて対応してもらいたいと思っておりますが、最後にその辺だけ、捉え方についてお伺いします。</p>
-----------	-------------------------------------	---

<p>答弁</p>	<p>樽山副議長</p> <p>総務課長 (西館道幸君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>期日前投票所の件に関しては、予算的な部分は投票率を上げるためには増やしても、予算がかかってもいいという議員からの前向きな発言をいただきましたので、町当局ともその辺を含めて協議してまいりたいと思います。</p> <p>あと入場券の件に関しましては、こちらでもきちんと発送をしますし、郵便局側でもちゃんと期日の前までに発送が完了しているということの事実確認はうちでもしていますので、届いていないということなのか、届いてもそれを見ていないのか、ちょっと我々もその辺の判断はつきませんけれども、そういうことは今後ないように進めたいと思いますし、先ほど来言いました「入場券がなくても投票できますよ」という部分につきましては、広報等を通じて改めて皆さんにもお知らせしながら、入場券も確実に届くように進めてまいりたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>樽山副議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	<p>ほかに。14番。</p> <p>すみません、今の吉村議員の質問に関連しますけれども、「期日前投票を増設してもらいたい」と私も選管の委員長に何回か一般質問をしてまいりましたが、結果的には「財政が伴う」「お金がかかるから、なかなかできない」という話であります。</p> <p>期日前投票を増やすことによって、私は投票率が間違いなくアップすると思います。今回も町選管では、コロナの関係で期日前投票を推奨しています。「期日前投票をしてください」と呼びかけております。そこで、一つ総務課長、提案ありますけれども、お金はかかる、それで例えば北部に1か所、百石の近くに1か所、3か所あれば十分だと思いますけれども。</p> <p>期日前投票は、毎回投票者数が増えております。ですから、私は前にもお願いしましたがけれども投票時間を8時から6時にして、2時間浮いた金で期日前投票にそれを振り分ける、そういうことはできないんですか。そういうことも考えてもらいたいんですよ。期日前投票をもし3か所設置するとすれば、8時から6時で私は十分だと思いますけれども、その辺の考え方はどうですか。</p>

答弁	<p>檜山副議長</p> <p>選挙管理委員会 委員長 (相坂一男君)</p>	<p>選挙管理委員長。</p> <p>松林議員には、以前からそういう「期日前投票を増やせ」という案をいただいておりますけれども、我々も委員会として検討してまいりました。けれども今行き当たっているところは、職員の配置によってその2か所増やした場合の職員数を管理していきますと、非常に職員の選挙はいいんですけども、それをやった後の一般の事務にかなりの負担がかかってくるということでございます。お金もかかるわけですけども、我々は金の勘定をもって協議していませんでしたが、選挙の期間に対する職員の配置によって、非常にそれで今後の職場に、職員が職場に復帰したときに負担がかかるということで、今挫折しているものでございます。</p> <p>したがって、確かに2か所増やすということは非常に投票率アップにつながってくるのではないかなと私も考えているわけですけども、これからのこともいろいろありますので、前向きな考え方を持って、これからも協議していきたいと思っております。</p>
答弁	<p>檜山副議長</p> <p>総務課長 (西館道幸君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>期日前投票の件に関しては、議員おっしゃるとおりやっぱり財政的な部分も大きいとことで、その分を各投票所の時間を繰り上げて対応したらどうかという提案がありましたので、その辺ができるかどうかという部分も含めて今後協議してまいりたいと思っております以上です。</p>
質疑	<p>檜山副議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	<p>14番。</p> <p>「職員の対応にも限界がある」「なかなか厳しい」ということでございますけれども、優秀な職員がいっぱいいますよ。協力してもらったらどうですか、私はできると思っております。そして北部、ご承知のとおり投票率悪いんです。恐らく私の投票区は最下位でしょう、50%いくかないかですよ。もし北公民館に投票所を増設すると、私は投票率アップにつながると思っております。</p> <p>ですから、先ほど言いました8時から6時、そのことも真剣に考</p>

質疑	<p>檜山副議長</p> <p>4 番 (澤上 訓君)</p>	<p>え、また取りあえず人口が増えている北部地区に1か所増設するんだと、そういう考えでこれから選管で協議をしてもらいたい。前向きに考えてもらいたいということです。</p> <p>ですから、答弁はいいです。答弁はいいですけども、選挙管理委員会からそういう問題を提起して考えてもらいたい。お願いします。</p> <p>4 番、澤上委員。</p> <p>今入場券の話が出ましたので、私にも二、三問合せがありました。やはり入場券が送られてきていないという話なんですけれども、これは事務局で送付したものを、全部送ったという考え方でいるのか。もしかすれば、何件か抜けているのかなとかそういうものに気づいているのかどうか。</p> <p>私、過去に入場券が配達されなかったという記憶がちょっとないんですよ。過去、こういうことについて。そのところについて、ちょっと教えていただきたいなと思います。</p>
答弁	<p>檜山副議長</p> <p>総務課長 (西館道幸君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>入場券の送付につきましては、町でも電算で当然権利がある方の分を打ち出して、その打ち出したものを郵便局にお渡ししてという流れでやってますので、その中で欠落したとかそういうことは確認しましたけれども、電算上はきちんと出力がされているということを確認してますので、それをきちんと郵便局で受け取って「もう配達が完了している」ということの実確認はしたところであります。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>檜山副議長</p> <p>4 番 (澤上 訓君)</p>	<p>4 番。</p> <p>ということは、送付には間違いはなかったっていう考え方でよろしいですか。</p> <p>いや、これはまた私も現実にその人を見たわけでもないものだから、どっちが正しいのか私もぴんときないんですよ。これって、非常に何か問題があるなど、そう思っていました。</p>

<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p> <p>総務課長 (西館道幸君)</p>	<p>やっぱり問合せがあったというのは、何件かは恐らく電話か何かであったと思うんですけども、それに対しての対応の仕方っていうのはどうしたわけなんですか。</p> <p>総務課長。</p> <p>「入場券がない」という事務局への問合せというのは、本当に数件ありました。それについては「家族の分が届いていない」とかそういうことでの問合せであって、その方に対しては「入場券が届いてなくても、身分証明書・証明できるものがあれば投票できますよ」ということで、本人に電話では回答しておりました。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>檜山副議長</p> <p>4番 (澤上 訓君)</p>	<p>4番。</p> <p>実際に何件あるかというのは、事務局も分からないかもしれませんが。電話もしない人もいたかと思います。やっぱり「これ、まずいな」という事を考えたときは、これは緊急の連絡といいますか放送を使って、例えば「入場券がなくても投票できますよ」ということを一言放送で周知することも必要だったんじゃないのかなという気もするんですよ。</p> <p>というのは、何件というのは目に見えて分かりませんので、ですからもしかすれば全般にどのぐらいあるか分かんないんですけども、そういうことをやっぱり放送使って私はそういう周知の仕方をしてもいいんじゃないのかなと思ってました。</p> <p>これに対しては、いかがでしょうか。</p>
<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p> <p>総務課長 (西館道幸君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>どのぐらいの数か実際のところ分からない状況の中で、町内放送まで使ってそれをお知らせするとなると、ちょっとそこまですべきかどうかということもありましたので、その辺実際に多くの入場券が届かないという声が出た場合には、今後検討してみたいと思います。</p>

<p>質疑</p>	<p>榎山副議長</p> <p>3番 (馬場正治君)</p>	<p>3番。</p> <p>3番、馬場正治です。</p> <p>先ほどの選挙管理委員長の答弁の中で、職員もそれぞれの仕事の手いっぱい、なかなか選挙に対して手伝ってもらうことは難しいというお話がありました。</p> <p>八戸市では、広域の市ですので各地区の公民館・生活会館等が投票所になっております。各課の職員がそれに当たっております。我が町は、合併当初から職員をできるだけ削減して、財政を悪化させないように努力してまいりましたけれども、今回のこの補正の内容を見ましても予定したほど人口は減らない、それによって歳入もプラス補正という流れが定着してきていると私は思うんですね。</p> <p>長期財政計画を作成するときも、町の提案が右肩下がりの成長という基本的な考え方でつくられましたけれども、私はそうじゃないんじゃないかなってという意見を申し上げました。右肩下がりではなくて、このまま維持するという考え方でいった場合、職員を二、三名増員することは可能ではないかなと私は思いますけれども、町長どのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>榎山副議長</p> <p>選挙管理委員会 委員長 (相坂一男君)</p>	<p>選管管理委員長。</p> <p>馬場議員にお答えいたします。</p> <p>先ほど来、松林議員よりもお話があったとおり、我々もその旨についてはいろいろ検討したことがあるんですが、今の馬場議員のおっしゃるのはよく分かります。分かりますけれども、「職員が足りない」って、私もちょっと言葉不足だったかもしれませんが、職員のほかに今度立会い人とかそれから一般の方の募集をしないと、管理者の4人の委員の中で管理者を進めているんですが、それが一般の募集とかをしないと駄目になってくる。続いていかないと、そういうことも考えられますので、これから、またよく研修・研究をいたしまして、これに前向きに取り組んでまいりたいと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>榎山副議長</p> <p>副町長</p>	<p>副町長。</p> <p>今の馬場議員の質問の要旨は、職員の全体の人事に関わることで</p>

	<p>(小向仁生君)</p>	<p>質問されたと思います。今年については、実は先取りをして1名ほど追加をしておりました。そして、今後もそういう状況におかれては先取りということも可能かと思えますけれども、ただ今後5年・10年を見た場合に職員の定員適正化計画なるものがありますので、その事業内容の総事業内容、それから予算、それらを全部加味した形でちょっと人員の確保というのを引き出さなきゃいけないと思っておりますので、年によって若干変わってくるのはやぶさかでないと思えますけれども、今は定員適正化計画の中で対応していきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>榎山副議長</p> <p>3番</p> <p>(馬場正治君)</p>	<p>3番。</p> <p>期日前投票所等に関して、「イオンショッピングセンターに開設できないか」という質問を8年ほど前に私がいたしました。その後、選挙管理委員会で現地調査をしてくださいました。その中で、費用対効果という考え方の中で、「今はまだ早い」ということで個人的にお答えをいただきましたので、私は納得いたしましたけれども、先ほどの松林議員の質問のとおり北部地区、いわゆる北公民館投票所が一番低いわけですよ。それが町全体の投票率の低下になっていると私も思いますので、少なくとも北部地区に期日前投票所並びに、当日の投票所を開設していただきたいと考えますけれども、これについてはいかがでしょうか。</p> <p>来年選挙ありますけれども、これに向けて調査を始める考えがあるかどうかお聞きします。</p>
<p>答弁</p>	<p>榎山副議長</p> <p>選挙管理委員会 委員長</p> <p>(相坂一男君)</p>	<p>選挙管理委員長。</p> <p>ご答弁申し上げます。</p> <p>今の馬場議員あれは、来年選挙があるために、それを早く対処していただきたいという考えてございますけれども、もう一つ私今言い忘れてはいたけれども、会場の狭さがちょっとありまして、それで今回みたいに3か所開設するとなると大変狭うございまして、しかも今回はコロナの影響で幅を取ってやっていますので、それでも我々も中央公民館の場合でも何とか投票所に人を配置して、一人一</p>

質疑		<p>人区切ってやったんですけれども、それは非常によかったんです。</p> <p>ただ中央公民館以外、例えば北部にしても場所はあるんですけれども、ただそれがちょっと狭い感じがするわけです。</p> <p>それから、例えばこれから百石地区にもと思ってみましても、これもまた今の東公民館でもちょっと入口がよその人が入れないみたいに狭いわけです。そこのところを何とか今クリアして、できれば今まで土足でできなかったものを土足でできるようにしてやったら、もっと場所を取らないでいいんじゃないかなというところまで話し合っているところでございます。</p> <p>したがって馬場議員がおっしゃるとおり、松林議員がおっしゃるとおりこれは投票率アップのための事業ですので、いい方法でもってこれから前向きに取り組んでまいりたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
	檜山副議長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>まだあるようですけれども、暫時休憩します。</p> <p>3時5分まで休憩いたします。</p>
	檜山副議長	<p>(休憩 午後 2時49分)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>(再開 午後 3時05分)</p>
	西舘議長	<p>再び議長が議事を進行します。</p> <p>8番、平野敏彦議員。</p>
	8番 (平野敏彦君)	<p>8番、平野です。</p> <p>それでは、何点か質問させていただきます。</p> <p>質問じゃないんですけれども、22ページの文書広報費に絡んで、町の広報がこの前の新聞で「町村の部、おいらせ町広報おいらせが佳作に入選した」という記事がありました。そしてまた、1枚写真では「奨励賞、おいらせ町広報おいらせ」、なかなかヒットを打つのがなかったんですけれども、久方ぶりに町の明るいニュースが新聞紙上をにぎわしたなということで、私は非常に喜んでおります。町長も、ひとつお褒めの言葉をかけてやったらいかがでしょうか。</p> <p>ということで、次から本格的に質問させていただきます。</p>

	<p>多分これに絡むと思います。24ページの町活性化対策費の中で関連があると思いますので。私はこの前2月8日の新聞を見たら、「市町村独自対策に30億円余り県が補正予算を専決処分」とあります。8日に市町村の担当者に説明をし、21日までに実施計画の提出を求めるとありました。町ではどの事業を挙げたのか、二、三点あったら説明をいただきたいと思います。</p> <p>それから、続いて25ページ企画費の同じところですけども、この前「まち・ひと・しごと創生戦略」の進捗状況の資料が配付になりました。これを見ますと、資料の10ページで東京おいらせ会の補助金を2年交付していないとあります。私は、この目的が町と東京にいる方と連携を取りながらという、じゃあコロナで全然動けないからと2年も補助金出さないのは意味がないんじゃないですか。やっぱり、こういうのは継続してやるべきだと思うんですけども、この考え方。「何も活動しないがら、出さなくてもいい」ということだったら、それで結構です。その考えを、ひとつお聞きしたいと思います。</p> <p>それから、同じところで移住定住促進事業ありますけれども、これも実態としてどういう、この地域おこし協力隊、この次のところも関連ありますけれども、どういう途中経過でどういう効果を上げているのか。議会にもぜひ資料提供なり、「今ここまでこういう成果を上げてますよ」という途中経過の報告をできないのか、お聞かせをいただきます。</p> <p>それから、27ページの選挙のところですけども、私は期日前投票について、期日前投票に行った人から言われました。「期日前投票に行ったら高齢者施設の送迎があつて、投票所の中に施設の職員が車椅子に乗せた人を次々と運んで投票させていた」「あれは正常な選挙の行為か」「違法じゃないか」と聞かれました。私はちょっとその中身、この部分について事務局でどう解釈しているかお願いします。</p> <p>それからあと一つは、投票所の入り口までは施設職員が車椅子を押してもいいんじゃないか。そこの投票場の中にいる職員が車椅子を押して投票させるという行為が、それこそ法に触れない投票の仕方ではないかということの2点、これについて、説明をしていただきたいと思います。</p> <p>それと、35ページ保健衛生費の中で、この前のニュースにより</p>
--	--

<p>答弁</p>		<p>ますと「自治労連で保健師の残業、月300時間」とありまして、これは県の保健所に所属する保健師等の調査をしたものでありますが、当町の保健師のコロナに関連する残業というのは大体どのぐらいになっているのか。</p> <p>それから、残業に対する支払・超過勤務の支払いは100%なのか、ここをお聞かせいただきたい。</p> <p>それから、35ページの清掃費のところですけども、今ようやく雪も融けて私も朝のウォークで海岸を歩いてますけれども、非常にボランティアの方で几帳面な人がいて、ペットボトルとかそういうものを各要所要所に集めているんですよ。それが、1人じゃなくて親子だったり何人か来て昼やったり、それが結構たまって目についてます。できれば、一川目・二川目の海岸で今やっているサーファーも見ますし、そういう収集されたところのごみを回収してほしいと。これは、町で簡単にできると思いますので、対応方よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>それから、あと1つは教育費の教育委員会ですけども、この前の。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>平野議員、教育費はまだ。労働費までです。</p>
	<p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>どこまで。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>5款までです。</p>
	<p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>分かりました。 じゃあ、以上です。</p>
	<p>西館議長 政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>政策推進課長。</p> <p>それでは、平野議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>まず、2月8日の新聞に載っていた県の補助金の件でございますが、多分これのことかなと思ひ当たるのが市町村総合対策補助金ということで、青森県で感染症対策ということで県の予算で総額30億円、それを全40市町村に対して交付をするというものかなと今受け止めをしております。</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長 総務課長</p>	<p>これにつきましては、町村に関しましては1町村当たり4,500万円。市に関しましては、人口規模等に合わせて若干交付額の上限がありますけれども、おいらせ町につきましてはそういうことで4,500万円交付になるということで説明もありましたし、そのようになっております。これにつきましては、令和4年度にコロナ対策として予定をしている「プレミアム付商品券」、この事業に充当して活用していくということで予定しているところでございます。</p> <p>それから、2点目のご質問でございますが、25ページに関連して行政報告で行いました「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の報告に関連して、東京おいらせ会の補助金を2年間交付していないということに関してでございます。これにつきましては、議員ご指摘のとおり事業に対する補助金でございます。東京おいらせ会で自分たちの親睦とか会の様々な事業が実施されましたら、その分に対して町から補助金として交付するというようになってございますので、この2年間新型コロナの影響で特に首都圏では感染症拡大しておりますので、おいらせ会そのものの事業ができないというところもございまして、やむなく2年間補助金を交付していないということでございます。</p> <p>それから、3点目のご質問でございますけれども、地域おこし協力隊の活動の様子がよく見えないということでのご指摘ございました。</p> <p>町の広報、それで毎月のようにおこし隊で記事の中にスペースをいただいて、自分たちの活動を報告しておりますし、あとSNSでは「おいらせぐらし」「おいぐら」とかブログとかインスタとか、そういうもので報告をしているところでございますけれども、ちょっとPRが足りないということでのご指摘であれば広報に少しページを割かせていただいて、そちらでもう少し詳しく活動ぶりを報告できればなと思いましたので、そのような形でちょっと検討させていただければなと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>総務課長。</p> <p>17ページの選挙費に絡んでの話だったかと思えます。</p>
-----------	---------------------------	---

	(西館道幸君)	<p>期日前投票所に施設の方が運んできていたということで、実際に期日前中投票にそういう方が、車椅子で来る方も何名かおりました。実際それに乗せてくる行為については、特に禁止されている行為ではないと認識しております。介助が必要で、実際にその方が投票する、あるいは代理投票するという行為ができる状態に来ておりますので、それについては問題がないと思います。</p> <p>投票所の中で、その介助者が車椅子を押していたという行為につきましても、介助1名については車椅子を押して投票させる行為につきましても問題がないということで聞いております。その方が投票する方に何らかの指示等をするということについては禁止されておりますけれども、介助のみということであれば認められている行為ということで認識しております。</p> <p>以上です。</p>
答弁	西館議長 保健こども課長 (小向正志君)	<p>保健こども課長。</p> <p>平野議員から、保健衛生費に関して保健師の残業ということで、お尋ねがありました。</p> <p>業務によって、担当によって時間は大体30時間から50時間ということで差はありますけれども、通常業務に関しては予算の範囲内で時間外手当を支給しておりますし、コロナに関する業務であれば、それに関連した予算でほぼ100%、時間外は払っております。またワクチン接種の部分についても国費出ておりますので、そちらで支給しているところであります。</p> <p>以上です。</p>
答弁	西館議長 町民課長 (澤頭則光君)	<p>町民課長。</p> <p>では、平野議員の質問にお答えいたします。</p> <p>35ページ2項清掃費に関連してということで、二川目海岸沿いでボランティアの方が集めたペットボトルなどのごみが集まっているということで、回収してほしいという質問でした。</p> <p>町民課でも、二川目海岸のところ、ボランティアの方々、ごみを集めているという状況は把握しています。あと一川目海岸につきましては、サーファーの方が中心となって集めているということで</p>

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>8 番 (平野敏彦君)</p>	<p>確認しております、定期的な回収作業に努めているところです。恐らくですがたまたまちょっと雪が降った関係もあって、多少遅れてるかと思しますので、すぐに回収させたいと思います。</p> <p>気がついたところがあったら、ご指摘願えればと思います。よろしくをお願いします。</p> <p>8 番。</p> <p>簡単に説明をいただきました。ありがとうございます。</p> <p>市町村の独自対策については、令和4年度で「プレミアム商品券」の対応をするということで、了解をしました。</p> <p>あと、私は協力隊は広報とかそういうものでPRするというものじゃなくて、その協力隊を採用して、この人は何の目的で何の効果を上げるのかというのを聞いてるんですよ。定住だったら、何件呼んできたのかということ。ほかを見れば、例えば商品開発とか、地元にある農産物とかそういうものをこういう形で町の商品として開発しましたとか、そういうものが私は目に見える効果じゃないかと思うんですけども。せっかく補助金もらってやるわけですから、私は事務的に処理に充てる協力隊員であればちょっとその人がかわいそうだと思いますよ。もっと、そういう目的をはっきりして活用してほしいということで、要望しておきます。</p> <p>それから、期日前投票の対応ですけれども、介助者が1名はいいんだと、あとは「投票の指示とか、そういうのがあれば問題だよ」ということですが、名前を書いた用紙を持って介助者が行く、投票しているのもちゃんと見ている、これは本当にこれでいいのかという疑問を感じてる町民がいるわけですよ。これが本当に正しい選挙の行為かという疑問を私に何回も言われるものですから、私もなるほどなという感じがしました。</p> <p>やはり、ほかを見ればちゃんとした規定があるんですけども、他の自治体であればですよ。そういうものを参考にして、町としてちゃんと整備すべきだと私は思いますよ。そうでなければ、簡単に言いますと連れてきた人がもう100%その本人の意思よりも、用紙を渡してその人が投票する行為というのがまかり通るわけですから、私はこれ問題があると思いますので、投票の細則というものを他の自治体を参考にして整理していくということでいかがなもの</p>
-----------	------------------------------------	--

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>総務課長 (西館道幸君)</p>	<p>か。そこ、お答えをいただきたいと思います。</p> <p>あとの保健師については、大変苦勞しながらサービスをして、手当も100%出しているということで安心しました。</p> <p>あと海岸の回収は、雪融けてきましたので、ひとつ早急をお願いしたいと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>総務課長</p> <p>平野議員がおっしゃっております、期日前投票の際に何らかのメモ書きといいますか、そういうものを持ってそれをもとに投票しているのが見受けられたということで、その辺ちゃんと対応してほしいという内容だったと思いますので、その辺につきましては当日の投票管理者、あるいは立会人等にも、その辺の旨をきちんと監視するようにということを申し添えるとともに、今平野議員がおっしゃったそういう行為そのものについて、投票所内の行為そのものについて他町村の例を見ながらちょっと研究してみたいなと思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。</p> <p>最後になりますけれども、さっき私このやりとりを聞いて、期日前投票所の開設増については予算的な部分、それから職員の配置とありますけれども、これ職員でなければ投票所に携われないのか。立会人とかそういうのはちゃんと公募してやっていますけれども、投票所の職員は事務的にそんなに複雑な部分じゃないわけですね、名前の照合、生年月日、用紙交付。職員でなくても十分私は対応できるんじゃないかと。やっぱり事前に広く公募して対応したら、私は期日前投票所の場所を増やしても何ら影響ないんじゃないか、手当を出すわけですから、</p> <p>この辺は、他の自治体とかでやっているのかどうか、私はそこまでは調べませんでしたけれども、町としてまた来年の町議員の選挙まで期間が1年ありますから、職員でなくても対応がこうなったら例えば半分は公募の人が出るとか、そして期日内投票所を増やすと</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>総務課長 (西館道幸君)</p>	<p>分かりませんが、ここでの答弁のみで、全然進歩がない、お金がない、そういうことでこの町は救われますか。</p> <p>今、確定申告のシーズンです。確定申告は2か所あります、本庁舎・分庁舎。そういう場合のことを考えれば、それ以上に人口の人はもう一人一人ですからね。そういった部分で今後どういう取り方をするか。前向きじゃなくて、本腰を入れてもらいたい。そういった答弁をお願いしたいのと。</p> <p>もう1点、ちょっと違うほうに行きますけれども、3款の民生費2項1目18節保育士とかは放課後児童支援の処遇改善、これによって政府からの補助金があるということなんですが、これは施設に関してでしょうか。それとも保育士とか支援者とか、そういった方に対する補助なんですか、それ確認します。</p> <p>以上です。</p> <p>総務課長。</p> <p>佐々木委員から何点かご質問がございました。</p> <p>1つ目としては、入場券が届かない場合に、本人が「窓口でいろいろ個人的なことを聞かれるのが恥ずかしい」ということで、行けないというお話でということでしたが、入場券があったとしても本人確認はこちらでさせていただきますので、それに関してはきちんと当日にしろ期日前にしろやはり生年月日を確認させていただきますし、期日前の場合には本人の名前とか住所も本人から確認してもらってという行為は必要になりますので、やはり投票には必要な行為だと思っておりますので、恥ずかしがらずに投票に来ていただければと思います。</p> <p>次が入場券の確認ですけれども、先ほども質問の中でお答えしましたけれども、こちらで投票券を発送する際の一覧の名簿が電算から打ち出されてきます。それと、入場券がちゃんと出ているかどうかというのを確認して郵便局に渡しておりますので、きちんと電算から出てきた一覧表のとおり、こちらでは全部1万枚は確認しておりませんので、確かに出てるかどうかということまでは全件を確認してるわけじゃないのであれですけれども、きちんとそういうデータを見て出力されているということになってましたので、きちんと郵便局には渡されていると思います。</p>
-----------	-------------------------------------	--

<p>答弁</p>	<p>西館議長 保健こども課長 (小向正志君)</p>	<p>また、郵便局にも再度そういう問合せがありましたので、実際の配達はどうなっているのかということを確認しておりますが、郵便局についても町から届いた郵便物についてはきちんと火曜日までに配達完了していると。火曜日というのは期日前投票の前の日になりますけれども、それまでに完了しているという答えをいただいているところであります。</p> <p>あと、不在者の病院管理者の要領が悪かったという部分につきましては、病院等をお願いしている部分もありますので、その辺については再度病院にもそういう不在者の進め方という部分をお知らせしながら、よりよい投票ができるように進めていければなと思っておりました。</p> <p>最後が、期日前投票所を増やすということで、8年前からいろいろと要望しているけれども、全然動いてないということで、実は選挙が今年ありましたけれど、ない段階でも期日前投票の箇所数を増やすことができるかできないかというのは、内々では協議はしてきましたけれども、現実に至っていないのは事実であります。ですので、今後大体経費的な部分も算定しながら、実現するように努めてまいりたいと思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>保健こども課長。</p> <p>それでは、3款2項1目18節の保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業費補助金、及びその下の放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業費補助金についてご説明いたします。</p> <p>本補助金については、国からの補助金をいただきまして、コロナ克服新時代改革のための経済対策の一環として、保育士と幼稚園教諭とかの賃上げを目的としておりまして、収入を3%程度引き上げるための措置を行うために交付するものです。</p> <p>この事業の実施に当たっては、各事業所から賃金改善の計画書を提出していただいて、その後に実績報告書を提出していただいて、補助金が適正に使われているかどうかということを確認することとなっております。</p> <p>以上です。</p>
-----------	--	---

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>1 番 (佐々木 勝君)</p>	<p>1 番。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>先ほどの選挙関係なんです、ということで先ほど平野議員からも車椅子の件の質問出ていましたけれども、ある投票所では「付添いの方は、ここでやめてくれ」「あと、中の職員がやります」という投票所もあったと聞いています。</p> <p>それと、実際その投票所によって考え方というか何ていうか、それが違うようなんです。だから、「そこから入っちゃいけない」というところもあるし、「付添いの方も一緒にどうぞ」というか「構わないですよ」というところもあった。非常にばらばらなんです。</p> <p>私は1回目の選挙でも投票に行ってますが、そういった「場所によって違うよ」という立ち話をしてる人もいましたけれども、何か今回そういった部分では入場券のことも含めて非常に合致しないというか、疑問符が残るあれが多いのではないかなと思っております。</p> <p>それで車椅子の件なんです、その辺選挙法か何かあると思うんです、入場する場合のですね。その辺というのは、今分からなければよろしいんですが、その確認をしておいてもらって、また今後の場合に生かしてそれを適切に配慮してもらいたい。</p> <p>その辺どうお考えでしょうか。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>総務課長 (西館道幸君)</p> <p>西館議長</p>	<p>総務課長。</p> <p>車椅子での入場の部分の法律的な部分、ちょっと即答はできませんけれども、事務局の担当からは介助者の場合ですね。ただ、投票場に来るときに家族の方が介助しているケースが多分あると思うんですけれども、家族の方ですとやはり身内ということもあって何かの助言があるのかなというのもあって、恐らくそのときには介助者をその事務の担当の方がやられるということは確かにあるかと思えます。</p> <p>その辺の部分につきまして、再度こちらでも車椅子等の介助者の在り方の部分については、確認させていただきたいと思えます。</p> <p>ほかにございませんか。</p>

質疑	<p>(議員席)</p> <p>西館議長</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、第1款から第5款までの質疑を終わります。</p> <p>次に、第6款農林水産業費から第12款公債費までの質疑を受けます。給与費明細書、地方債に関する調書を含みます。説明書37ページから60ページになります。また、議案書66ページ「第2表 繰越明許費」、及び67ページから68ページ「第3表 地方債補正」についても質疑を受けます。質疑ございませんか。8番、平野敏彦議員。</p>
	<p>8番</p> <p>(平野敏彦君)</p>	<p>8番、平野です。</p> <p>私は、40ページ商工費の商工振興費のところ、事業継続支給交付金730万円減額になってます。この中身について説明をいただきたいと思います。</p> <p>それから、もう1つは二川目4丁目の三沢から入ってくるところに町の看板があります。標語が「清流に育まれた何だかかんたか」と書いてあるんですけども、これはずっと前からでもう古くなっているし、ある人がいわく「おいらせ町のイメージじゃねえな」という話をされました。</p> <p>私も、実際通ってみて全然目立たない、どういう形が売りなのかなと思ったら、やはり町で売り出している「ここには自由の女神がありますよ」という形で、例えば「自由の女神があるおいらせ町」とかそういう形のほうがインパクトがあるんじゃないかという話をされました。私も、「なるほど、私らよりもいいアイデアがあるな」ということで聞いてきましたので、これらについてどういう対応をされるのかお聞かせをいただきたいと思います。</p> <p>それから、45ページの消防費の災害対策費でありますけれども、「津波避難計画が28日適用」ということで、新聞に出ていました。「町担当者は、計画や防災安全マップを活用し、避難ルートや災害の対策を考えてほしいと呼びかけている」とありますけれども、これは、そのマップも今作成中じゃなかったですか。</p> <p>「町の避難計画を、町ホームページに掲載する」とありますけれども、私の住む二川目ではホームページを開ける人というのは、350世帯ありますけれども何%あるのでしょうか。ほとんど高齢者世帯にあっては不可能ですよ。</p> <p>やっぱり、町は「こういう情報発信をすれば、もう責任を果たし</p>

<p>答弁</p>	<p>西舘議長</p>	<p>ている」という考え方をちょっと見直してほしいし、やはり高齢者には分かりやすい伝達方法、そういうものを取ってほしいと思うんですけれども。ほとんどの老々世帯とか独り世帯、そういう人方というのは町が一生懸命こうやっているのをよく理解されていないし、見えていないという思いであります。もう一度その対応を検討してもらいたい、そう思います。</p> <p>それから48ページの小学校費のところ、この前新聞に「百石小チーム、全国大会出場」ということで、小学生のプログラミングで青森県代表チームとして「未来賞」をいただいたという新聞があります。この前のおいらせ町の文化に関する表彰、体育スポーツに関する表彰がその後出ていますけれども、こういう場合は追加で、たたえてやるのかどうか。それとも来年度になるのか、このところをひとつお聞かせいただきたいと思います。</p> <p>それから中学校に関わる部分ですけれども、今年は積雪が非常に多くてほとんど通学する通学路確保ができなかったんですよ。小学校の部分については、町内会が町の助成をいただいて機械買っていますから確保したんですけれども、バスの東線が今度廃止になる。やはり中学校までのバス路線の利用は、これも当然認めていただきたい。二川目4丁目以南は今まで利用されないようになっていたわけですから、やはり十鉄のいろんな意味で財政的な援助にもなるわけですからこれは見直してほしいと思いますが、いかがですか。</p>
	<p>商工観光課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>商工観光課長。</p> <p>それでは、平野議員からの事業継続支援給付金の内容についてというご質問にお答えしたいと思います。</p> <p>こちらですけれども、コロナの影響によりまして収入等が落ち込んでいる小規模事業者、飲食店とかタクシー業とかあとは小売、卸売業等になっておりますけれども、こちらに10万円を支給するというので、売上げが今年の1月から10月の間で連続する2か月が、前年度等と比較して、コロナ前あるいは前年度と比較して20%落ち込んでいるところに10万円を給付したものでございます。</p> <p>以上です。</p>
	<p>西舘議長</p>	<p>政策推進課長。</p>

<p>答弁</p>	<p>政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>それでは、看板についてのご質問についてお答えをしたいと思います。</p> <p>古い看板がイメージに合っていないというご指摘ございました。看板につきましては合併当時、かれこれ15年前になりますけれども、そのときに合併交付金などの財源を活用して新町に合う形で統一して作ったというか、そのときは板面を改修したりということをやったものでございまして、確かに15年たってますので古くもなっていると思っております。</p> <p>そういう意味で、町内にある看板については、今度新年度に入ってから点検をしてみたいと思っております。中には古かったり、あるいは本当に板面が合わないものがあれば、当然お金がかかる話です。即直せるといふことにはならないかもしれませんが、点検した上で検討していきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>まちづくり防災課長 (成田光寿君)</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>津波避難計画に関するご質問であります。</p> <p>先般の議員全協でも、津波避難計画の修正について概要をご説明しておりました。2月28日付で決裁を経て、その件が新聞に掲載されたものであります。津波避難対策は、今回の計画修正で終わりではないと思っております。全協のときもご説明しましたが、来年度から防災安全マップ、特に津波ハザードのところは更新しなければいけません。それらも合わせた形で、地域住民の方々にそれぞれの内容を知っていただきたいというものがあります。</p> <p>また、津波避難計画の修正のところも、今後の広報の中で概要をページをもらって載せて、町内の方々に知っていただきたいということも考えてございます。</p> <p>いずれにしても、計画とか防災安全マップのあくまでも基本となるものでありますので、それをいかに地域の住民の方々が実践に移せるかっていうところが大事だと思っておりますので、そういう意味でマップとか計画書を基に、避難訓練等日頃の行動に移していただきたいという思いでございます。</p> <p>以上です。</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>教育委員会教育 長 (松林義一君)</p>	<p>教育長。</p> <p>それでは教育委員会表彰と、それからバスのことについてお答えいたします。もし詳しいことがあれば、課長から補ってもらいますけれども。</p> <p>教育委員表彰については、この間大人の分については行って、小中学校については各学校の校長先生にお願いして表彰状を伝達してもらいましたけれども。基本的には、もしそういう事例があれば、なるだけ拾って表彰をしていきたいなと思ってましたので、今年度になるか来年度になるかは、また見た上で決めていきたいなと思っています。基本的には、なるだけ表彰の対象に間違いなくやっていきたいなと思っていましたので、情報があつたらいっぱいこうもらっていきたいなと思っていました。</p> <p>2つ目のバスのことについては、来年町のバスが大きく変わります。変わったときに、教育委員会でお願ひしたのは「今バスを利用している子供たちに、不利益にならないように何とかやってほしい」ということは確認をしておりますので、基本的には今使っているバス利用者が来年不便にならないようにということは、何とかやれそうであります。</p> <p>対象者を広げるということについては、まだなかなか財政との協議も必要ですので、なかなか難しい面があるなと思います。</p> <p>あと、課長から。</p> <p>学務課長。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>学務課長 (福田輝雄君)</p>	<p>それでは、教育長の補足をさせていただきます。</p> <p>教育奨励賞につきましては、先ほど教育長がお話ししたとおり、もう既に今年度のものについては決定して、学校長に伝達をお願いしているところになっておりました。従来も、その以降に表彰に該当する賞を受けた子供たちについては、翌年度の対象とさせていただいておりましたので、漏れのない形でちゃんとリストをつくって次年度につなげていく形で考えております。</p> <p>あと、2つ目の通学バスの二川目4丁目、もしくはその南側の子供たちにもという形になりますけれども、教育長答弁したとおり全体</p>

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>的な対象地域の見直しにも関わってくることで、ここではすぐできる・できないということはちょっと答弁することができませんので、今後の課題ということで捉えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上です。</p> <p>8番。</p> <p>7款について、コロナの影響で前年度対比の仕方なんですけれども、蔓延の年も減っているわけですね、もうコロナで。これ以上減って、さらにそれからまた減ったのに対して今年は20%減ったというのだったら、もう死んでしまうんじゃないですか。</p> <p>そういう対比の仕方っていうのは、私は正常なときの線から減ったというのだったら分かりますけれども、対前年比っていうのは私ちょっと、これ理解に苦しみますよ。それだから、この金が回るんじゃないですか。2か月分と言うだけけれども、落ち込みのところ。やっぱりこれだとちょっと経済が回らない、そういう形になるんじゃないかなと思いますよ。もう少し検討すべきじゃないかと思うんですが。昨年は何件、今年は何件あったのか。これもちょっと教えてくださいよ。</p> <p>それと、看板のところは私はやはり車で来たりなんかしたときに、「ここからおいらせ町」というのが道路に出てますよ。そのときにぱっとこう運転ドライバーでも何でも感じる、一つの方法を講ずべきだということで提案してるわけですから、予算とかそういうのもあるということですけども、これは基金を取り崩すとかそういう金額じゃないですよ。対応できると思います、私は。早めに対応して、「さすがおいらせ町」ということでやってほしいと思います。</p> <p>それから、45ページのところで「地域住民の理解を得るように」というだけけれども、さっき言ったように住民のほとんどが高齢者とかそういうのがほとんど多くて、理解させるのに町内会も大変なんですよ。やっぱりそういうのはちょっと形とかそういうものをつくればもういいという発想の仕方というのは、やっぱりもう少し改めてほしいなと思います。もっといろいろな意味で、どうしたら理解できるかという方法も講じてほしいし、簡単にしゃべればこちゃこちゃでやらないで、ただ紙1枚でも「ああ、こうなるのか」</p>
-----------	-----------------------------------	--

<p>答弁</p>	<p>西館議長 教育委員会教育 長 (松林義一君)</p>	<p>というのを表現してやったほうが、私は高齢者でも分かると思います。</p> <p>ですから前にも言ったように、高齢者が住んでいる家は「最大津波が来れば、家のここまで来ますよ」と、そのラインを各家庭に張って毎日見させれば、「ああ、これは危ない」という意識になると思うんですけども、全然今のままの町でつくった避難の部分、ほとんどそばの目の届くところに置いていないですよ、私行ってみて。だから、この辺はやっぱりぜひ検討して方法、手だてを変えてほしいとお願いします。</p> <p>さっきの教育委員会のところですけども、これは1人か何ぼですから、私は卒業式までにちゃんと対応して子供をたたえてやる、これが教育の本当に「ああ、よく見てくれた」という、子供にとってはいい思い出になると思いますよ。1年たってからやったら、ありがたみも何もないんじゃないですか。幾らも金かからないと思いますよ。やっぱり教育としては、こういうときにたたえてやることによって、その子供がさらにまた力を発揮できると思います。教育長、これ何とか卒業式までにその子供に教育奨励賞とかそういうのを送るということで対応してほしいと希望します。</p> <p>あとバスは、少なくとも夏・秋までにこの課題を見直して示して欲しいと要望します。</p> <p>教育長。</p> <p>奨励賞は、これから確認をさせてください。</p> <p>それからバスについては、十分私もあそこにいましたから、二川目の子供たちの苦労もよく分かっているつもりであります。あそこの校長になったときに、甲洋小学校学区の保護者からは「何でここに学校建てるんだ」「もっと北にするべきじゃないか」ということを言われたくらい、計ってみると6キロぐらいあります。そうだなとしやべったんですが、川口も遠いんですよ。5キロ近くあります。</p> <p>ですから、いろいろな保護者の方から言われて「ああ、確かにそうだな」と。でも川口を見れば、これもこれ以上また北にやると大変だなということは分かっているつもりでありますので、対象者を広げるということについては今即答はできませんし、ほかの学区のところでも前の議会ではいろいろ要望等上がっておりますので、検</p>
-----------	---	--

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>商工観光課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>討させてください。</p> <p>なお、あそこの特に中学校の近くになると、歩道の除雪がなかなか難しいというのは昨シーズンですか私も目にして、「とんでもないな」ということを感じております。うちの職員が行って除雪をしたケースもありますので、それがどうにかやっていけるかどうかもこれから検討はしていきたいなと思っております。分からないわけじゃないですので、何とかいろいろ検討させていただければなと思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>商工観光課長。</p> <p>それでは、事業継続支援金についての答弁をさせていただきたいと思えます。</p> <p>まず比較の年度ですが、昨年とあるいはその前年、要するにコロナ前と2か年どちらでも構いませんので、コロナ前も対象にしておりますので、通常の収入からということでご理解をいただければと思います。</p> <p>参考までに前年度の件数ということで、昨年度全く同じ対象者で事業をやったときには171件ありました。今年度は175件、5事業者からの申請があって、全てに交付をさせていただいております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>2番 (川口弘治君)</p>	<p>2番、川口弘治議員。</p> <p>私からは、40ページの町商工会プレミアム付飲食券発行事業補助金が減額になっておりますが、この件と、もう1点ありますけれども。</p> <p>まずこちらの確認ですけれども、この事業は町の商工会が主体で、プレミアム分が町の補助金ということをまず1点確認と、これ商工会から飲食店がコロナによって非常に疲弊してるというものの非常にいい取組なんです、実態として町内の飲食店の参加がですね、実情どれくらいあって、経済効果があったのか。その辺の評価か何かありましたら、お知らせいただきたいと思います。</p>

		<p>もう1点が、48ページの小学校ICT支援員業務委託料、また次のページの中学校ICT支援業務委託料、両方とも減額になっておりますが、これのICTというのは各学校に配付したタブレットの事業の支援、ICT支援になるのでしょうか。そこのところの確認と、それでなくても実質タブレットを配付して、その学校で現在どのような形で実施されているか。また各学校の取組、また町としてはどういう支援をして実績を残してるのか、まずそこのところをお願いいたします。</p> <p>西館議長</p> <p>商工観光課長</p> <p>(柏崎和紀君)</p> <p>商工観光課長。</p> <p>それでは、プレミアム商品券の件についてお答えさせていただきたいと思います。</p> <p>まず、こちら議員おっしゃったとおりプレミアム分をつけて商工会に補助しておりますが、事務費とか例えば印刷代とか全てかかる経費は補助金の中に込みで入っておりますので、プレミアム分プラス事務費分ということで商工会に委託しているものでございます。補助を流したものでございます。</p> <p>こちらですが、始めるに当たりまして商工会でいろいろとアンケート等を取っていたのがありまして、その中で飲食店に昨年度10万円とか同じように給付をしたんですが、実際にお店に来てほしいという意見が非常に多かったということで、始めさせていただいたこのプレミアム商品券を使えば、お店に直接来ていただけるということで、大変効果的にも来ていただいて、券以外でもお金を使っていたと聞いてますので、大変助かったというお声は聞いておりました。</p> <p>以上でございます。</p> <p>西館議長</p> <p>教育委員会教育長</p> <p>(松林義一君)</p> <p>教育長。</p> <p>議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>ICT支援員業務委託料で、ICT支援っていうのは議員お話しのとおり、そればかりじゃないですけども、主に配付し1人1台のタブレット等の使い方についてお手伝いをするということになります。</p>
答弁		
答弁		

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>学務課長 (福田輝雄君)</p>	<p>タブレット等については、ICT機器については各学校の教職員は得意とは限りません。むしろ不得意が多いと私は思っております。ですから、ただ配付しただけだと効果的な活用なかなか難しいだろうなということで、今こういう方々にお願いすると。主にハードについて、今主に学校で使ってるわけですがけれども、授業で。なかなか1台1台のタブレットが不具合を起こすことが多くて、フリーズすることが結構多くてちょっと困っているんですけれども、そういうときにいろいろお手伝いをさせていただくということです。</p> <p>もう少し詳しいことは、課長から。</p> <p>学務課長。</p> <p>それでは、教育長の答弁の補足をさせていただきます。</p> <p>ICT支援員業務委託料につきましては、小学校と中学校にそれぞれ分配して予算を計上させていただいておりますが、契約は1本になっております。支援員という言葉を使っておりますけれども、タブレット等の販売等、またはメンテナンスをしている業者に委託みたいな形になっております。ですので、大体月1回程度各学校を巡回して、操作方法の指導や機器の簡単なメンテナンス等を行っております。</p> <p>先ほど教育長がお話しした、例えば1クラス30人なり40人弱の子供たちが一斉にタブレットを使う形になるんですけれども、Wi-Fi環境を使ってそれぞれ通信をしながらやっておりますので、そのWi-Fi環境がうまくいかなかったりした場合にタブレットがフリーズしてしまったりとか、もしくは子供たちが30人いる中で10人程度を使うことができなかつたよという場合に、支援員がその学校に行って通信環境を確認した上でどういう使い方とか、またアンテナの向きとかを変えながらやっているというのが実情になっております。ですので、実際の学習等に関わる部分ではなくて、先ほど教育長が言ったハード面の支援をしているということでご理解いただければと思います。</p> <p>また、川口議員から質問がありました学校でタブレットをどのように使っているかという部分につきましては、まず一つは学習の中で数学なんかであれば面積を計算する場合に、それぞれの子供たちの考え方をタブレットを使って「どういう形でやるよ」とグループ</p>
-----------	-------------------------------------	--

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>2番 (川口弘治君)</p>	<p>で協議しながらやってきたものを、黒板に当たるところに大きいモニターで、それぞれの班の考え方をそれぞれ映し出して共有して学習するパターンと、あとはタブレットカメラと言っておりますので、いろんな学校行事の中で写真を撮って、それを一つの新聞ではないんですけども記事をつくって発表するとか、いろいろと使っているところになってました。</p> <p>あと、学校に対しては町内でも今月また2回目、教職員に対する研修会等を開くところになっておりますので、そういう研修等も踏まえながら各学校の取組を確認し合いながら進めているということになっておりました。</p> <p>以上です。</p> <p>2番。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>商工会から町に、実は私商工会の役員でもありますから、このプレミアム商品券の内容については役員のとくにもいろいろお話ししましたが、要はプレミアム商品券を対象にするための指定店の条件があるんですね。これは多分町は関与していない、商工会で決めた話なんです。要はコロナウイルスの感染拡大対策、この対策の条件が国・県が示す最大の条件、三十数項目の条件があるんですね。</p> <p>「手洗いにこういうボードを置きなさい」から始まって、その三十数件ある項目、これを全部クリアしたものがプレミアム商品券の指定店ということでの条件。実質じゃあ町内の飲食店、小規模な飲食店が地元で展開するそういう飲食店の方々たくさんありますが、どう見ても対応的にできるのは大型ショッピングモール、ジャスコとかそういうところに入ってる大企業さんとかですね、そういうところは対応できるんでしょうが、飲食店のすごい狭いところでやっているとところは当然対応し切れない最大の条件だったんです。</p> <p>私が先ほど聞いたように、地元のこのプレミアム商品券は非常にいい取組で、町の補助金もあってとてもいい事業だと思ったんですが、実質地元の飲食店の皆さんにとってどれだけじゃあ効果があったのかな、そう思ったもんですからお聞きしたんですが。</p> <p>町では、商工会の事業ですのであれですけどもご報告等、そういうものを受けていればお知らせしていただきたいと思っておりますし、</p>
-----------	-----------------------------------	---

<p>答弁</p>	<p>西館議長 商工観光課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>町としてもやっぱり先ほど来いろいろ各先輩議員からの質問でも当局の皆さんにお話があるとおり、もっと町に合った町民に優しいアプローチがあってもいいと思うんです。これをやったから「やっているんですよ」という部分は、実質町民の困ってる人たちにはなかなか届かない。</p> <p>私、この間まで3年間浪人しておりましたので、そういう生の声を聞いてきました。そういうところを、せっかくいい取組をしてるんですから町としても何か工夫して、もっと一步踏み込んだアプローチをしていただきたいというもの、これはタブレットも同じことが言えると思うんです。</p> <p>リモートでコロナの例えば濃厚接触者、自宅待機の子があったり、そうでなくても普段から少数でありますけれど不登校であったりとか、そういう家庭にいる事情のある子供さんたちもあるわけですね。そういった子供さんたちに、タブレットを渡すことによって、リモートで授業が体験できる、そういうイメージを我々父兄は感じていたんです。</p> <p>だけれども学校側は、非常におっしゃるとおりなかなか本稼働ができない。その辺のアプローチが、いまいち何か現状に合っていない。このコロナ禍の中で、各授業が全てコロナ禍によって修学旅行も何もできない現状、子供たちは学校で授業ができない、コロナの発生した初年度はそういう時期もありました。</p> <p>そのときに、これはいいものが発揮できるのかなと思ったんですが、その辺のアプローチも今後どのように考えていただけるかお聞きしたいと思います。</p> <p>商工観光課長。</p> <p>それでは、お答えしたいと思います。</p> <p>まず対象店、確かに国とか県では対策をするということで30項目程度、今おっしゃられたように項目を設けて、認証店という制度を設けてやっております。このときには、国はそういう動きが出始めたとき、青森県はまだそこまでいかいかないかという時期でした。実際には、こちらで設定したのは8項目、必要最低限例えば換気するとか、消毒液を置いて消毒してもらおうとか、マスクをしようとかですね、当然大声を出さないとかって、最低限の項目でや</p>
-----------	---	--

<p>答弁</p>	<p>西館議長 教育委員会教育 長 (松林義一君)</p>	<p>っていただいておりますので。</p> <p>あわせて、この事業を実施するに当たりまして、新しい生活様式の補助金ということで「そういった対策に必要なものがあれば購入してください」「10万円まで補助します」という制度と同時に始めておりました。</p> <p>なので、大体100店舗ぐらいあるのかなと思ってましたけれども全体で。そのうちの63店舗が応募していただいて、町内の食堂であったり、居酒屋さんとかスナックさんとかでも応募していただいておりますので、要するにハードルがそんなに高い状態ではなかった。最低限のことはやっていただいていたんですが、厳しく国とか県みたいな認証制度を求めていたわけではないので、比較的取り組んでいただく環境を整えてやったのかなと思っております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>教育長。</p> <p>端的に言うと、もしかしてオンラインでの授業がなかなか進まないのではないかということのご質問。分かります。よく聞きますので、そういう話は。</p> <p>まずは、今教育委員会の中で話をしているのは、まだ持ち帰りはさせておりません。次年度早々に全員持ち帰ってもらって、家庭でのWi-Fi状況の確認がまず必要だろうと思っている、そういう話をしているところであります。</p> <p>よく校長会で話をするんですけども、果たしてまずオンラインで授業ができるかどうかということであるんですけども、授業をするためには授業者は授業しなければなりません。当然ほとんどの子供たちは目の前に言いますから、コロナで休んでいる子供が例えば二、三人いたとしても、ほとんどの子供たちは教室にいますから通常の授業を進めます。そのときに、カメラで撮る人が必要だなと。ただ置きっ放しにしてそれを流しても、黒板を大きく映すとか、場合によっては黒板のところを大きくするとかして見やすいように、受ける側が見やすい流し方が必要ですので、「2人1組必要だな」ということは、よく校長会で話がありますので。受ける側が満足感を持ってやるのは、なかなか難しいだろうなということを感じております。</p>
-----------	--	--

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>2番 (川口弘治君)</p> <p>西館議長</p>	<p>いずれにしても、せっかく1人1台のタブレットですから、1回持ち帰りの試みをしていきたいなと思っていました。早い時期です。</p> <p>2番。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>商工観光課の課長のお話は、私当初あれが緩和されたっていうのはちょっと認識なかったものですから、すみません、ありがとうございます。</p> <p>ただ参考までに、お隣の三沢市では昨年の末に同じ取組をして、補助金を出したんですね。その項目が3項目から5項目でした。非常に簡単でした。申請をして、あっという間に補助金をいただきました、という事例があります。</p> <p>そういうふうには本当に困っている、せっかくいい事業やっているんですから、やはりもっとスピーディーに対応できる、また効果が生まれる基本的な対策はもちろん忘れないことではしょうけれども。感染防止、これからもまだまだ波が、今のままで同じことが繰り返されるので、その辺もっとアプローチした現状を見て、町民にもっともっと元気出るもの、そういう形でやっていただければと思います。</p> <p>教育長さんのお話は分かるんですが、はっきり言って学校の先生、またタブレットを配付したという目的の中でどういうことができるかということは、多分持たせた子供さんのほうがずっと分かりますよ。ただ、多分先生や町がついていけないというのが現状だと思います。そここのところは、何のために持たせたのか。何のためにタブレット、Wi-Fi無線ですね、今リモートという時代になっているこの現状をどのように理解していくかというのは、頭を柔らかくしてもっと発想を広げて考えてみたら、もっと楽になると思います。子供さんたちに渡したら、いろいろな問題があったということは、これは報告ありましたよね、地元中学校の教頭からも、「もう少し簡潔に言ってよ」の声あり)</p> <p>すみません。じゃあそういうことで、ひとつよろしく願います。</p> <p>教育長。</p>
-----------	---	---

答弁	教育委員会教育長 (松林義一君)	努力をいたします。 ありがとうございました。
答弁	西館議長 商工観光課長 (柏崎和紀君)	商工観光課長。 今、三沢という具体的な事例も出ましたので、引き続きほかの市町村の状況等も確認しながら、適宜適切に処理をするようにしていきたいと思います。
質疑	西館議長 3番 (馬場正治君)	ほかにごいませんか。3番、馬場正治議員。 3番、馬場正治です。 ただいまのコロナ対策を実施している飲食店に関してなんですけれども、今月に入ってから三沢市内のあるスナックを訪れましたら、入り口のドアに「青森県知事認証の店」「喫煙オーケー」そういう札が下がってるんですね。入ってみましたら、客席もこのように全部クリアボードで仕切りがございました。 ほかにも多分下げられるもの、例えば「青森県飲食店組合認証の店」とか、これは当町の本町で下げている店がございます。それぞれ対策をすると、補助金をもらった自治体なり、あるいは飲食店組合からそういった看板がもらえると思うんですが、どれを下げるかはお店の自由だと思いますけれども、国や県の補助金をいただいている場合は「青森県知事認証の店」という看板を下げておりました。このことについては、担当課ではご存じだったんでしょうか。
答弁	西館議長 商工観光課長 (柏崎和紀君)	商工観光課長。 お答えいたします。 今馬場議員おっしゃったのは、先ほど川口議員からもあった県の認証制度のことかと思われま。こちら県の認証制度、参考までに今県全体で3月4日現在1,859店舗認証されているそうでございます。町内では、ちなみに23店舗が認証をされているということで、商工会等をはじめこちらの認証をできるだけ受けていただいて、今後恐らくといいますかこういった認証店が今度例えばコロナ

質疑	<p>西館議長</p> <p>3番 (馬場正治君)</p>	<p>が広がったときに、東京なんかでも営業時間がある程度伸びたりとか、そういう優遇措置等も取られているようですので、こちらとしてもそういう認証制度を受けていただくようにということで、先ほど言いました「新しい生活様式」のときも「そういう制度も始まるようですので、ぜひ活用してください」というPR等は、させていただいておりました。</p> <p>以上でございます。</p> <p>3番。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>PRしていたということで、非常に一生懸命うちの担当課もやっ てるなということで、感心しました。</p> <p>最後にタブレット導入に関してですけれども、このコロナのおかげで私の仕事も会議及び研修会、全てオンラインになっちゃいました。もう人間が事務所に来るのは、ほとんど半年に1回ぐらいですね。</p> <p>それで、会議あるいは研修会はいわゆるウェビナーというものが ありまして、出席者が全部分かるんですよ。出席している人の名簿、 それから顔もですね。もう動画が出てくるんですね。ですから、当 町の学校で授業を始めた場合に、どの子が休んでいるのか、なぜ休 んでいるのか。休んでる家庭にはお電話をして、「今日はどうして 休まれているんですか」ということを確認すれば、「実は風邪引い て」とかそういうことがもう手にとるように分かるわけですね。</p> <p>そういうことを、教育委員会さんが今後やり方について会議を持 つときに、無料で町内の業者が教えてくれます。町内にそういう業 者がいますので、必要があればご紹介いたしますので、よろしくお 願いしたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>答弁は。（「結構です」の声あり）</p> <p>議員の皆さんに申し上げますが、これ質疑ですので要望等は討論 のときに、賛成討論とかでしていただければと思います。質疑です ので、要望等は控えていただきたいと思います。</p> <p>ほかにございませんか。教育長。</p>

<p>答弁</p>	<p>教育委員会教育長 (松林義一君)</p> <p>西館議長 (議員席)</p> <p>西館議長 (議員席)</p> <p>西館議長 (議員席)</p> <p>西館議長 (議員席)</p> <p>西館議長 (議員席)</p> <p>西館議長 (議員席)</p>	<p>タブレットの件についてお答えいたします。</p> <p>先ほどのあれでも、できるだけこれから努力をしていきますので、そのために校長会等でもいっぱいこう話し合いを持って、なるだけせっかくいただいたタブレットですので有効活用に努めていきたいなと思っております。どういう形できるか工夫をしていきますので、よろしくどうぞお願いいたします。</p> <p>3番、よろしいですか。</p> <p>ほかにございませんか。 **なしの声**</p> <p>なしと認め、第6款から第12款までの質疑を終わります。</p> <p>以上で歳出についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。討論ありませんか。 **なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第28号について採決をいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 **なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本会議における本日の議案審議については、議案第28号、令和3年度おいらせ町一般会計補正予算(第10号)についてまでとし、議案第29号、令和3年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についての審議は、明日引き続き行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 **なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。よって、本会議の議案の審議はそうように取り扱うことに決しました。</p> <p>これで本日の会議を閉じます。</p> <p>明日の本会議は、引き続き本会議場において午前10時から議案の審議を行います。</p>
<p>日程終了の告知</p>	<p>西館議長</p>	<p>これで本日の会議を閉じます。</p>
<p>次回日程の報告</p>	<p>西館議長</p>	<p>明日の本会議は、引き続き本会議場において午前10時から議案の審議を行います。</p>

延会宣告	西館議長 事務局長 (赤坂千敏君)	本日の本会議はこれで延会とします。ご苦労さまでした。 <p style="text-align: right;">(延会時刻 午後 4時23分)</p> 終礼を行いますのでご起立願います。 礼。
------	---	--